

令和6年第2回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	令和6年6月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年6月9日	9時00分	議長	重松一徳	
	散会	令和6年6月9日	16時39分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工藤絵美子	出	8番	大久保由美子	出
	2番	水田志保	出	9番	末次明	出
	3番	中牟田文明	出	10番	栗野久明	出
	4番	佐々木教雄	出	11番	大山勝代	出
	5番	中村絵理	出	12番	松石信男	出
	6番	天本勉	出	13番	重松一徳	出
	7番	松石健児	出			
会議録署名議員		6番	天本勉	7番	松石健児	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井上克哉		(係長) 天野拓也		(書記) 真崎静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田一也	産業振興課長	大石 顕		
	副町長	熊本弘樹	まちづくり課長	井上信治		
	教育長	柴田昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	平野裕志	建設課長	今泉雅己		
	企画政策課長	亀山博史	会計管理者	寺崎博文		
	財政課長	吉田茂喜	教育学習課長	古賀 浩		
	税務課長	古賀満宏	福祉課参事	松田美紀		
	住民課長	藤田和彦	こども課保育園長	舟木徳茂		
	健康増進課長	村上妙子	産業振興課参事	佐藤定行		
	福祉課長	戸井竜二	まちづくり課図書館長	城本直子		
こども課長	山本賢子	建設課参事	酒井孝行			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

1. 松石信男

一般質問

- (1) 熱中症予防対策について
- (2) マイナンバーカードの保険証利用で受診はどうなるのか

2. 工藤絵美子

- (1) 子どもの人権について

3. 末次明

- (1) 役場職員の職場環境の整備について
- (2) 基山町の農業の未来について町の姿勢を問う

4. 天本勉

- (1) 令和6年度基山町施政運営方針について

5. 中牟田文明

- (1) 高齢者の孤独死への対策について
- (2) 防犯カメラの設置について

6. 大久保由美子

- (1) 子ども・子育て世代への細やかな支援について

～午前9時00分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（重松一徳君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、松石信男議員の一般質問を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

おはようございます。

傍聴者の皆さん、早朝から大変お疲れさまでございます。

日本共産党の松石信男でございます。

私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、2項目について、松田町長、柴田教育長並びに担当課長にお尋ねをいたします。

質問の第1は、熱中症予防対策についてでございます。

この質問は、昨年9月議会でも行いましたけれども、そのときは、来年夏までには対応するという答弁がなされたものと思っています。既に公民館を利用した避難所開設については、各区にて問合せがされておるところでございます。

さて、気象庁によりますと、今年の平均気温は、1898年、明治31年の統計開始以来、最高を更新したと。今年の夏も猛暑が心配されておるところであります。この暑さは、まさに災害級だと言われておるところでございます。救急搬送された人、そして亡くなる人が増加をしています。昨年5月から9月の間に全国における熱中症で救急搬送された人は、9万1,467人とされておりまして。年代別で見ると、65歳以上の高齢者が全体の半数を超えていると。発生場所というのは、自宅が圧倒的に多いと、自宅で熱中症にかかるというわけです。というふうに消防庁が発表をしています。

また、それに高齢者など独り暮らしの世帯は、非常に節約意識が高くエアコンがない世帯や、あっても使用していない世帯があります。さらに、御存じのように電気代が今月分から43.8%と、昨年と比較して2,300円上がります。町民の命を本当に守るためには、エアコン設置費用への補助や電気代の助成、それから見守り活動の支援が私は求められていると思

っております。まさに町民一人一人の命を守るために対策の強化が必要であります。そこで
お尋ねをいたします。

まず、1つ目に、気象庁から熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラート、この特別警戒アラートというのは、危険な暑さが35度以上と言われておりますが、こういうのが出た場合に、各区公民館や公共施設にクーリングシェルター、いわゆる涼みどころといえますか、の開設で熱中症の予防を図ることが求められておりますが、どのように計画をされておりますか。開設時間、開設期間、それから避難所の開設の基準についてお伺いをいたします。

2つ目に、高齢者世帯への電気代の助成が必要と思うわけですが、どうお考えでしょうか。

3つ目に、高齢者家庭のエアコン設置費に対する補助も行う必要があると思います。どうでしょうか。

4つ目に、町のイベントや行事などを中止する場合についてお伺いをいたします。

まず最初に、町のイベントについてです。

次に、学校行事です。どういう場合に中止すると、もしくは中止しないということで答弁をお願いしたいと思います。

次に、質問の第2です。マイナ保険証での病院の受診についてお尋ねをいたします。

政府は、今年12月2日から現行の保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に移行することにしてあります。しかしながら、マイナ保険証の利用率は、4月現在で6.56%にとどまっております。この利用が進まないのは、メリットのなさやマイナ保険証に対する不信があります。マイナンバー制度は様々なトラブルが発生しており、政府の総点検でも誤って登録されていた公的情報は1万5,907件でありまして、その後も増えておりますが、このうち健康保険証が8,695件と言われております。政府が行おうとしているのは、現行の紙の保険証を廃止してマイナ保険証を申請・取得するか、または、資格確認書を申請・取得する申請主義への大転換です。国民皆保険制度の下では、現行では、保険者は、基山町は、被保険者に保険証を届けることが義務になっております。大体3月ですか、4月頃、一方的に書留で送ってきます。このマイナ保険証にしろ資格確認書にしろ、これが保証されずに無保険者になる人が出てくるのではないかと心配されます。世論調査によりますと、保険証を廃止するなの方が多数を占めておるところです。このまま今年秋に保険証廃止が強行されれば、自治体や保険者、それから医療現場が混乱することが予想されておまして、

国民の不安はなくなっておりません。そこでお尋ねをいたします。

まず、1つ目に、現在、基山町でマイナ保険証を持っている人と持っていない人、それぞれの人数についてお答えください。

2つ目に、厚生労働省によりますと、マイナ保険証の点検で同姓同名や同一生年月日などで住民基本台帳の住所・氏名と一致していなかった件数が139万件ですけれども、基山町では、点検の結果は幾らだったでしょうか。

3つ目に、マイナ保険証を持たない人の病院の受診はどうなるのか。

それから、4つ目に、病院でマイナ保険証が利用できない場合、これはどうなるのか。

5つ目に、高齢者施設では、入居者のマイナンバーカードや暗証番号を預かって管理することへの不安があります。どのように対応されるのかお尋ねをいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

松石信男議員の一般質問に答弁させていただきます。

その前にちょっとだけ今私が着ている服を御覧いただいて、それからネクタイを御覧いただけないでしょうか。これは、25年前に買ったいわゆる廃ペットボトルから再生したジャケットとネクタイでございます。25年前のものでございます。昨日話題が出ましたので。だけれども、その後、誰もこういうものを買う人はいなくなったので、ペットボトルのリサイクル品は、ほかのことで使われることがほとんどになってしまっている。そういう難しい問題もリサイクルにはあるということで、昨日の続きを少しだけ触れさせていただきました。

まずは、熱中症予防の(4)のイは、学校行事でございますので教育長から答弁させていただいて、それ以外を私から答弁させていただきたいと思えます。

熱中症予防対策について。

(1)気象庁から熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートが出た場合、各区公民館や公共施設にクーリングセンターの開設が必要であるが、どのように計画されているのか。開設期間、開設時間の基準について問うということでございますが、現在のところ、いわゆる狭義の意味でのクーリングシェルターについては、指定する予定はございません。ただし、公

共施設の共有スペースにおきましては、施設の開館時間中は自由に利用することができるため、熱中症特別警戒アラート等が発表された場合は、速やかに近くの公共施設においていただいて涼んでいただければと考えているところでございます。

また、熱中症対策として、7月から9月までの間、各区の自治公民館の冷房費を助成するための補正予算をこの6月議会で計上させていただいているところでございます。

(2)高齢者世帯への電気代の助成は考えているかということでございますが、現在、高齢者世帯への電気代の助成については考えておりません。そういう意味では、6月の議会にも上程していないところでございます。

国の補助が先月末で終了したことに伴う実質的な電気代の値上げ等、高齢者を取り巻く環境が厳しくなっていますので、そこは重々理解しております。ただ、国がやめたからといってすぐに自治体がやるという、そういう考え方も含めて、これからの国と県、そういったところの動向も把握しながら検討していきたいと思っているところでございます。

(3)高齢者のエアコン設置費の補助についてということで、これまでの高齢者世帯の訪問においてほとんどの家庭にエアコンが設置されていましたが、エアコンの機種が古く電気代が気になるとかエアコンの風を好まない、一人だと使用するのをもったいないなどという理由により結果的に利用されていない状態の家庭が多く見られました。そのため先月からは、生活支援コーディネーター等による高齢者訪問や通いの場、サロン等、多くの高齢者が集まる場に出向き、高齢者のための熱中症対策のチラシを用いたエアコンの上手な利用の仕方や小まめな水分補給の必要性等の啓発活動に取り組んでいるところです。

現在、検討してみようかと思っているのが、高齢者へのエアコンの設置費ではなく、エアコンの洗浄をするという概念が特に高齢者には少ないのではないかと思っておりますので、洗浄するというのを啓発するとともに洗浄費用の支援をして効果的なエアコン使用につなげる、そういう取組ができるのではないかということは今検討しているところでございます。

(4)イベントや行事などの中止の判断について、町のイベントはどうかということでございますが、町の主催イベントで、熱中症が心配される時期に外で炎天下で主催するイベントは、現在のところは計画していないと認識しているところでございます。

2、マイナンバーカードの保険証の利用で受診はどうなるかということでございますが、まずは、基山町でマイナ保険証を持っている人と持っていない人は、それぞれ何人かということではありますが、町で把握できる国民健康保険と後期高齢者医療保険についてのみしかこ

こは分かりません。いわゆる社会保険系は分からないんですが、令和6年3月報告分でお答えするところでございます。

国民健康保険においてマイナ保険証登録者は2,108人、そして未登録者が1,082人です。後期高齢者におけるマイナ保険証の登録者は1,636人で、未登録者は1,163人となっております。

(2)厚生労働省によると、マイナ保険証の点検で住民基本台帳と一致しなかった件数が139万件あった。基山町は何件かということでございますが、基山町では、1件該当していましたが、軽微なものでございましたので、すぐに対応をしたところでございます。

(3)マイナ保険証を持たない人の受診はどうなるのかということでございますが、マイナ保険証を持たない方、もしくは登録していない方には、保険証代わりになります資格確認書を、先ほど松石議員からは申請主義ということを言われておりましたが、申請によらずに交付することになっておりますので、逆に持たない人には、自動的に確認書が行くという形になります。その資格確認書を医療機関に提示することによってこれまでどおりの受診ができるということでございます。

(4)病院でマイナ保険証が利用できない場合はどうなるのか。病院側の対応ができていない場合ということだと思いますが、現在、まず、医療機関においては、マイナ保険証への対応が義務づけられておりますので、今ほとんどの医療機関では、対応できる状況にはなっておりますところでございます。ただし、対応できないところとか、特にカードリーダーの不具合によって利用できない場合などは考えられますが、そういう場合も受診ができる、受診は可能だということになっておりますので、御安心いただければと思います。

(5)高齢者施設では、入居者のマイナンバーカードや暗証番号を預かって管理することへの不安がある。どう対応するのかということでございます。

正直、高齢者施設における入居者の保険証に関する取扱いについては、まだ国から詳細な事務マニュアルが提示されておられません。例えば、マイナンバーカードではなく資格確認書を施設が預かることでこれまでと変わらない対応が可能になるなど、例えばの話ですが、現状より不便にはならないように国の検討が進められていると承知しているところでございます。

以上で1答目とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、私から松石信男議員の御質問の1、熱中症予防対策について、(4)イベントや行事などの中止の判断についてのイ、学校行事についてお答えをいたします。

熱中症で子供たちが命を奪われてしまう可能性もあることから、各学校では様々な対策を行っております。最も熱中症が心配される行事としては、9月に実施していた運動会や体育大会がありますけれども、小学校は10月中旬以降に、中学校は5月下旬に実施するなど、時期をずらすことで子供たちが熱中症にならない工夫をしているところです。

また、各学校では、熱中症警戒情報などについても細やかにチェックし、危険な状況のときには、外遊びや水泳の授業などをさせないなどの対策も行っております。新規に創設された熱中症特別警戒情報が出される場合は、学校長の判断で行事や活動を中止や延期にするなど、より安全な対応を行うよう学校とも協議していくこととしております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目の質問に移ります。熱中症予防対策でございます。

まず、1つ目の質問の開設時間とか開設期間などの基準です。各区の公民館に冷房費を6時間を上限として補助するということですが、昼間はもちろんですけれども、例えば各区では、夜8時から運営委員会をやっていますよね。それも入れています。それも該当すると、それにも補助金を出しますと。今までは100円ちゃりんと入れよっつです。これを入れる必要ないとか、入れなでけんでしょうけれども、ちゃんと補助しますと。6時間以内であれば補助しますということでしょうか。それを確認させていただきます。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今回、6月の補正でもお願いしている内容ではございますけれども、今、議員おっしゃるとおり、時間につきましては、上限1日6時間とさせていただきます、例えば運営委員会とかを夕方にされると思いますが、そういう部分も区長の皆さんの御意見を事前にお

伺いして対応させていただくこととさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、各区公民館で冷房を入れる入れない、その判断といいますか、基準といいますか、それは、各区長とか区の判断でいいわけですね。例えば、24度の段階で入れるということもあってもいいし、いや、それは入れんと、いや、入れるというのは、各区の判断でどうぞということでもいいのか。それとも、熱中症の特別警戒アラートとかが出されますよね。特別とか警戒アラートとか、こういうのが出た場合については……

○議長（重松一徳君）

松石信男議員、6月議会の補正予算に関することの詳細については、議案審議の中でお願いいたします。

○12番（松石信男君）

その辺の判断基準をお願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

各区の自治公民館での助成金の説明になりますけれども、入れる判断につきましては、区もしくは区民の皆さん、実際に利用される方の判断にお任せしておりますので、熱中症のアラート等、そういう制限はございません。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、いわゆる涼みどころとしての町の公共施設、これは、具体的には何か所ありますか。そんなにはないと思いますから、ずらっと言ってください。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

ここで想定しています公共施設としては4か所、この役場庁舎、それから憩の家、福祉交

流館、図書館を想定しています。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

分かりました。

次に、冷房費の助成対象期間についてお伺いをいたします。

7月から9月だけ、その期間は助成すると言われてはいますが、これは、環境省とか気象庁によりますと、この熱中症警戒アラートなどの今年の運用期間が4月24日から10月23日となっています。これは参考にしないということになるのではないかと思います。しかし、それは、やはり参考にすべきだろうと思います。そうしますと、そういう気象庁の運用期間どおりとなれば、期間が7月から9月というのは、ちょっと短いんじゃないのかと。この期間を繰り上げたり繰り下げたりと、これは当然あってもいいのではないのかと思いますが、どう思われますか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

熱中症アラートのそういう対象の期間というのは存じておりますけれども、冷房を実際に高い頻度で利用する7月から9月を今回対象とさせていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ほかの自治体の例を見ますと、やはりこれに倣ってやっているところがあります。これは、やはり9月でも、10月に入っても暑い場合も多々ありますもんね。だからその辺は、私はやはり柔軟に対処すべきじゃないのかと。何せ命に関わる部分ですので、それは対処すべきだと思いますけれども。もうあくまで9月までですと固執するのは、ちょっといかがなものかと思いますが、その辺はどうでしょうか。それを再度お聞きいたします。

○議長（重松一徳君）

回答者が、この内容はまちづくり課長が答える内容ではないと思うんですけれども。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

そこは考え方だと思いますので、今回、町で考えている助成金の事業は、あくまでもこれまで熱中症に特に警戒をすべき時期、8月、9月、もちろん7月からとしますけれども、そこを想定して制度設計というか制度をつくっていますので、まずはこれで運用をしていければと考えます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

その辺は、まずこれで運用するということですが、例えば10月に入って国からそういうアラートが出るということになれば、やはりそこは、各区の公民館に対しても入れてくださいと、補助しますということがあってもいいんじゃないかと思います。それを求めたいと思います。

次に、熱中症予防の避難所といいますか、涼みどころといいますか、これを開設するに当たって、去年からこういうところをつくっているところがあちこちにありますが、聞いてみますと、意外と少ないところもあるようです。言われるのは、周知徹底していないと。それから、だから周知徹底が、周知するということが非常に課題だということを言われています。この避難所開設をしますということの周知は、どのような形でされるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

先ほど申しあげました4つの公共施設に関しては、ホームページ等を活用して周知を図りたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、各区の公民館を利用して涼みどころというか、そういうのを開設した場合の周知については、それは各区でやってくださいということになるわけですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

議員おっしゃるとおりでございます。これは、各区の区長とも2度ほどお話をさせていただきましたが、クーリングシェルターという大きなそういう協議の中の判断のものではないと。あくまで区民の皆さんが区の自治公民館を活用した際のそういう助成でございますので、各区の判断で区民の皆様にお知らせさせていただくということで、町のホームページでは公表しないという話となっております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今回、6月補正にも予算化される予定ですが、こういう熱中症予防のための涼みどころといいますか、開設しますということでの全町民に対しての周知、今答弁された内容です。各区の公民館でも開かれる、開設される場合もありますとか、いろんな言い方がある。その辺の町民の方への周知ということは、全体的にすべきと思います。だから、広報きやまなどを使って全体的な熱中症予防、今までもやられていますけれども、今回そういうふうに新たな対応を図るわけですからこれが必要と思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

あくまで今回の分につきましては、各区の区民の皆様が区の自治公民館を活用してふだんから積極的に冷房を入れていただきたいということの御支援でございまして、これも区長会の中でもお話しさせていただきましたけれども、そういう公表しているような方が、区民じゃない方とかも近くの方がどんどん来られるということまでは、対応が難しいという話もいただいておりますので、今回、公表につきましては、各区で区民の皆様をお願いするということで今まとまっているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと元に戻ります。町の公共施設でまちなか公民館も含まれるんですよね。どうですか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

それは、予定はしておりません。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そしたら、あそこには、町民の方は、暑いからといって寄ってはいけない。寄ってはいけないというと、言い方がちょっと悪いんですけども。という形に公式にはなるんですか。というのは、周知という点で例えばポスターを貼るとか、ここは涼みどころですと。町民の皆さん、ペットボトルなどを持ってきていつでも自由に涼んでくださいということのポスターをほかの自治体では貼っているところもあります。ですから、そういう意味でそういう涼みどころ、公共施設などには、そういうポスターをちゃんと貼って周知をするということが必要だと思っているんですけども。まちなか公民館、基山モール商店街が該当せんとなると、ここは涼まないでくださいとなるのは、ちょっとどうかという感じはするんですけども。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

誤解がないように、説明の仕方がまずかったみたいなので、先ほどの4つのところは、予約がなしでも、いつ行っても涼める場所があるという意味でございます。まちなか公民館は、ある団体が予約してやっているときに全然違う人が来て涼むというのは、狭いし、行っていただいたら分かると思いますので、それはなかなか難しいので、4つの中には入れていない。ただし、何もやっていないときに開いていて冷房が入っているところであれば、そこに行くていただくのは何も問題ない、それはフリーで行けるようになっていますので。ただ、涼みどころというか、そういう形で広報するのは難しいということでございますので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

私は、こういう熱中症予防のための涼みどころの設置、非常にこれは国でも求めているところでありますけれども、周知徹底が鍵だと思っております。

次に、エアコンの電気代ですけれども、本当に6月から大幅値上げになるわけですので、うちの家もいろいろ考えてやっているわけですが、特に低所得者の方には、この間も様々な補助金とかをやってきておりますけれども、その辺をやはり検討すべきじゃないのかと思っております。国からの交付金とかがあれば検討したいという答弁であると思っておりますけれども、やはり町独自としてもその辺については検討すると求めたいと思っております。

それから、これは最後ですが、町のイベントでこの間、中止するような、中止としますか、そういうイベントはないと、熱中症が心配されるイベントは計画していないという言葉で、きのくに祭りがありますよね。7月20日開催予定ですが、これはどうされるんですか。私はあれを楽しみにしとるわけですが、例えば、国から警戒アラートか特別警戒アラートが出たとした場合、ちょっと形を変えとかいろいろなやつが考えられる。もちろん計画どおりやるということもあるかもしれませんが、それについては、現状どおりでという形になるんですか。

○議長（重松一徳君）

ちょっと待ってください。こちらから佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

きのくに祭りについては、町主催じゃなく、一応、きのくに祭り振興会の主催となっております。これについては、今のところ熱中症対策についての中止とかの判断基準というのはありませんけれども、そういった熱中症のアラート、警戒アラートとか特別警戒アラートがあったときには、振興会及び実行委員会の中で状況を判断しながら中止をされるのか、開催されるのかが判断されると思っておりますけれども。今のところ熱中症で中止をされるということは、考えていらっしゃらないようです。それと、熱中症対策としては、ミストシャワー、水が出るやつとか扇風機、そういったものを活用していきたいということで聞いております。あとは、小まめな水分を取ってくださいというアナウンス、司会者の方にそういった情報を流してもらう必要があるのかと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

分かりました。

次に、マイナ保険証の件についてお伺いをいたします。

現在、国保とか後期高齢者医療でマイナ保険証の未登録者、持っていない人、これは、先ほどの答弁から判断すれば、被保険者の37.5%が未登録ということになっています。これを見ると、やはり私は、町民の人は信用していないと。もう今の紙の保険証で足りるということの表れではないかと思っているところです。もちろんこれから12月に向けてという部分もありましようけれども。マイナ保険証の総点検で間違っていたのが1件だったという、1件じゃったけよかったと見るのか、いや、1件もあってと見るのかということですが。健康保険、医療制度は、国民の命に関わる部分でありますので、これは、システムに間違いがあってはならないと思うわけです。答弁が難しいかもしれませんが、今後、こういう誤登録ですとか、システムの云々とかが発生するおそれはあるんじゃないかと思ってるんです。そのときに受診できないとかいろいろあっては、できないわけです。私の場合、個人的なことですが、夜中にちょっと具合が悪くなって、病院に慌てて行って、保険証も持っていなかったから10割頂きますということで10割、今、払って、後で返してもらったという関係もあるわけですが。私は、システムに間違いは出てくるんじゃないかと思いますが、課長、ここで答弁はどうかと思いますけれども、どのようにお考えですか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

議員おっしゃられますシステム関係の不具合です。保険証一体化とは別でマイナンバーカードが始まって以来、様々なシステムによる不具合等が発生しているのは存じ上げております。当初、様々な不具合が出てきておりましたが、その都度、国も対応されて、同様のバグであったり同様のエラーが生じないように対応していくことで徐々にシステムが完成化されていくものと思っております。以前に比べますと、そういったバグの発生もあまりなくなってきておりますし、先ほど言われました、まだなかなか登録が進んでいないということに関しましても、基山町の国保で申しますと、令和5年3月で登録者が57%でございました。国民健康保険の令和6年3月の登録者数が66%と、徐々にではありますけれども登録が伸びてきておる。利用に関しては、まだそれに伴った形で伸びてきてはおりませんが、今後

は、時間をかけながらも利用は進んでいくのではないかということで見込んでおるところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

再度申し上げますけれども、やはりこのシステムに間違いがあってはならないと。マイナンバーカードについても、その後、いろんな事件が報道されてきていますよね。考えられないようなことで事件に発展しているということも国会でも報告されております。

次に、マイナ保険証を持たない人の受診です。持っていない人については、資格確認書を交付するという事です。だから申請は必要ないですということです。これはいつ交付されるのか。現行の保険証のように被保険者一人一人に書留で送付するとかいうふうになるのか、いや、役場に取りに来てくださいということになるのか。一体どうなのか。資格確認書について交付するという事は、具体的にどういうことなのか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

資格確認書に関しましては、まだ発送の時期については、国・県なりから情報が来ておりません。流れに関しましては、マイナ保険証をひもづけされてある方にもひもづけされていない方にも何かしらの書類が届くということで御理解いただければと思います。

ひもづけをされてある方、当初、国は、ひもづけされてある方には、何のお知らせも行かない形で情報が来ておりましたが、その後、対応策を取られまして、ひもづけされてある方がちゃんとひもづけがなっていますというのが分かるように資格情報のお知らせという形で、はがきサイズを今予定されておりますが、そういったお知らせが届くようになっております。それによりまして自分がひもづけになっているんだというのが確認できます。

それから、マイナンバーカードを持っているだけで自動的に保険証のひもづけがなっているという勘違いをされている方もいらっしゃると思いますので、その方に関しましても、そのお知らせが届かないということは、ひもづけになっていないということです。そういった確認もできるかと思います。

それから、ひもづけをされていない方、マイナンバーカードのマイナ保険証を持ちでない

方については、先ほど議員が言われた資格確認書というものが御自宅に届きます。これが12月2日以降、保険証の代わりとなるものでございます。サイズにつきましてはカード型、今の保険証と変わらないサイズが届くという形になってまいりますので。

まだ時期に関しては、未定ではございますけれども、今回、令和6年度の保険証が来月7月に簡易書留で発送を行います。その有効期限が来年の令和7年7月31日までは従来どおりのこの紙の保険証が有効となりますので、そちらを向こう1年間までは利用いただくという流れになってまいります。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

確認ですけれども、12月2日以前にマイナ保険証を持っている人、持たない人、ひもづけしている人、していない人に、時期は分かりませんが11月頃にちゃんと国から通知が行きますからということが一つと。

それから、もう一つ、私の保険証をじっくり見たら、答弁されたように有効期限が7月31日まで、それ以降一体どげんなってるかちゅう感じがしとるので。今と同じような保険証をまた書留で送りますということですか。私が持っている今の保険証と同じ保険証が送られますということでしょうか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

おっしゃるとおりでございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、来月送る保険証が令和7年7月31日まで使えます。その前に議員がおっしゃられた12月2日、国の制度改正で変わる、これ以降に社会保険から国民健康保険に切り替わったりとか、それ以降に何かしら保険証が変わる手続をされる方については、その都度、もう紙保険証の対応がなくなっておりますので、そこに関しましては、先ほど申しました資格確認書であったりとかマイナ保険証、こちらの対応になってくるというものでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次にお伺いした場合、お尋ねしますが、答弁でマイナ保険証が利用できない場合はどうするのですかということに対しては、どこの病院でも利用できますとなっていますと。ただ、カードリーダーの不具合という場合も受診はできますということですが、その辺がちょっとよく分からないんですけれども。そしたら実際、病院は困るんじゃないですか。保険証は、この人持ちちゃっと、持ちゃなかつと、分からんでしょう。それでもよかですか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

おおよその病院は、やっぱりそういう機械の不具合も想定されて予備のカードリーダーを用意されたりとか、対応がそういうことにならない準備はされているところが多いとは聞いております。ただ、それでも機械の不具合で読み取れない場合、これに関しましては、医療機関がオンラインで確認申請で患者の資格情報を確認できるようになっておりますので、その場で聞き取りをして、国民健康保険ですか、後期高齢ですか、様々な社会保険がありますけれども、お勤め先等を確認することで、医療機関がそちらの方の保険情報を確認されますので。行った先でそういうカードリーダー等の不具合でマイナ保険証が読み取れない場合で受診ができないということにはならないというふうになっております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

先ほどちょっと課長に答弁していただきましたけれども、マイナ保険証の保有者には、自分の保険資格を簡単に確認できるように資格情報のお知らせを送付して、医療機関の窓口でマイナ保険証を読み取れない場合に提示してもらうという報道もあるんです。これは具体的にどういうことですか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

以前そういう報道等も出ておりましたけれども、あくまで資格情報のお知らせは、御本人がその資格、自分の保険証状態を確認するためのものがございますので、医療機関に持って行って使うものとは想定されておりません。ですので、保険証の代わりに使うということでは

はなくて御自身の資格情報を確認するためのお知らせになっております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

病院に持っていく必要はないということですよ。分かりました。

最後ですけれども、国保とか後期高齢者医療の被保険者に対しての周知の件です。

国から周知がされますと受け止めたんですが、これはどのようにされるんでしょうか。もうそんなに期間はありません。この間、また国の内容が変わるかもしれないですけれども、できるだけ早く現時点で分かっていることだけでも周知を図っていくと。町民の方は、さっき言った私は7月31日までしか有効期限がないので、これどうなっているかという心配とかがありますので、その辺の周知はいかがですか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

こちらの周知につきましては、十分行っていきたいと考えております。保険証が切り替わるということで、これまでの生活の中で結構大きい影響のある変更点でございますので、十分周知をしていきたい。ただ、国が、結構こういう問題があったのでこう変わりましたと、なかなかこの対応を変えられる場合がございます。住民が混乱しないように正しい情報を適切な時期に知り得るように、あまり混乱が生じない形でその情報発信のタイミングも見極めておりますので、そこは十分注意していききたいと思います。広報はもちろんですけれども、何か発送物の中に同封して周知をかけたとか、できる限り周知には努めていききたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

取扱いが変われば、どんなに言ってもマスコミ報道は早いです。だから、どうなっとつとですかと役場に問合せがあると。現場は混乱するということもあるので、できるだけ早く情報を取得して、その都度知らせていくということが必要だと思います。

最後に、今、様々な質問を行ったところですが、私は、このマイナ保険証で起きて

いるトラブルとか国民の心配は、当然だろうと思っています。今の保険証でよかろうもんと、これで十分よかろうかと私は、今の保険証では全く問題は起こらないと、起きていないということを見ると、現行の保険証を残すべきだということを強く申し上げて質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

～午前9時54分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、工藤絵美子議員の一般質問を行います。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）（登壇）

皆様、おはようございます。

1番議員の工藤絵美子です。

本日は、お足元の悪い中、傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。どうぞ最後までお付き合いよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従い質問させていただきます。

質問項目は1つ、子どもの人権についてです。

質問の要旨です。

世界中の子供たちの人権が守られるように、1989年、国連総会で子どもの権利条約が採択されました。日本は1994年に批准し、30年が経過しています。子どもの権利条約に批准した国は、子供の権利を守る法整備や環境を整えなければなりませんでしたが。しかし、政府は、既存の法律の中で子供の権利は守られているとの立場を取っていたため、子供の権利を包括的に認める法律をつくりませんでした。

新型コロナウイルス感染拡大により子供の権利侵害が問題となったことも後押しし、令和5年4月にはこども基本法が施行、同じく令和5年12月22日にはこども大綱が閣議決定され、ようやくこどもまんなか社会の実現に向けて国全体で動き出しているところであります。

今後の自治体によるこども計画策定を見据え、子供の権利の視点から本町の施策について

質問いたします。

(1)子どもの権利条約を踏まえ、本町の子どもの人権についての考えをお示してください。

(2)本町における子どもの人権を取り巻く課題についてお示してください。

(3)小中学校における子どもの人権を取り巻く課題についてお示してください。

(4)本町では、子どもの権利条例を制定しますか。

(5)本年度の各小中学校での人権教育の狙いについてお示してください。

(6)子どもは権利の主体であることを町民に認識してもらうために本町ではどのような取組をしているのかお示してください。

(7)子どもは権利の主体であることを児童・生徒に認識してもらうために小中学校ではどのような取組をしているのかお示してください。

これで1回目の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

工藤絵美子議員の一般質問に答弁させていただきます。

(3)と(5)と(7)が小中学校に関することだと思いますので、その3つは教育長から答弁させていただきます。残りを私から答弁させていただきます。

(1)子どもの権利条約を踏まえて本町の子供の人権についての考え方を示せということですが、子どもは権利の主体であること、子どもの権利条約には、全世界の全ての子どもたちが毎日幸せに暮らすことができるように、1として差別されない権利、2として子どもの最善の利益、そして、3として命を守られ成長する権利、4として子どもの意見の尊重という4つの基本的な考え方が示されており、日本の子供に関する基本的な法律であります子ども基本法においても子どもの権利条約の精神が取り入れられたところでございます。

本町においては、「第2期の基山町子ども・子育て支援事業計画」の基本方針の1つ目に子どもの権利の尊重を掲げているところでございます。子ども・子育て支援施策においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であると明記させていただいているところでございます。地域における子育ての支援サービスの充実や子供や母親の健康の確保などの主要課題に対して各種施策に取り組んでいるところでございます。

(2)本町における子供の人権を取り巻く課題について示せということでございますが、少子化や核家族化、個人の意識の変化によりこれまでの地域の連帯感や支え合いが弱くなり、孤立感を抱えている保護者も少なくないのではないかと考えております。このような中で育児放棄や家庭内暴力等の虐待によって子供の人権が阻害されることを未然に防止することや、経済的な貧困により子供の学ぶ意欲や機会が阻害されないように学習支援を検討すること、また、潜在的なヤングケアラーを発見して適切な支援につなげることなどが課題であると考えているところでございます。

(4)本町では、子どもの権利条例を制定するのかという問いでございますが、本町では、これまでも基山町の全ての子供の健やかな成長を願って様々な施策に取り組んでまいりました。今後、第2期基山町子ども・子育て支援計画に続く計画として策定を予定しております基山町こども計画においても子供の基本的人権の尊重は特に重要だと考えておりますので、このこども計画を議論する子ども・子育て会議の中でそういった議論をしてまいりたいと思っておりますし、また、子供の権利に関する規定をどのような形にすればよいか、こういったことについてもこの会議の中で検討していきたいと考えております。

(6)子供は権利の主体であることを町民に認識してもらうために本町ではどのような取組をしているかを示せということでございますが、全ての子供は生きる権利や育つ権利を持っていますが、同時に子供を養育する責任が、まずはその保護者等にあると考えております。保護者だけではなく町民みんなにあるんじゃないかと思えますけれども。本町では、子供の発育に応じた乳幼児健康診査の機会ごとに保健相談等を行い、心や体の健やかな成長を応援しております。また、成長過程においては、保育士や先生等も保護者と共に子供の成長を促し、見守っているところでございます。

子供の主体性を保護者や先生、指導者をはじめとする大人にも理解を深めてもらう具体的な取組といたしましては、毎年、青少年育成町民会議と共催いたしております少年の主張大会、これは、少年・少女と言わないとおかしいと思うんですが、主張大会があります。この大会では、小中学生が自らの考えや意見を町民会館大ホールで堂々と発表し、会場の多くの大人にも大きな感動を与えてくれるところでございます。

また、きやま創作劇では、自主的に参加した子供たちが幾度も練習を重ね、本番の舞台上に立って真剣に演技する姿は、大人が驚くほどの子供の成長を目の当たりにしているんじゃないかと考えているところでございます。

以上で私からの1答目とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは、私から工藤絵美子議員の御質問の1、子供の人権についての(3)、(5)、(7)についてお答えいたします。

まず、(3)小中学校における子供の人権を取り巻く課題について示せということについては、小中学校における子供の人権を取り巻く課題は、いじめ、不登校など様々なものがあります。いじめは気づきにくいところで行われていることも多いため、教職員や保護者が注意しないと発見が難しいことが課題です。また、家庭環境も複雑化しており、DV、ネグレクト、ヤングケアラー、経済的困難など担任が気づきにくい点も課題だと考えております。各小中学校では、子供たちの観察、生活アンケートや教育相談の実施など様々な取組を実施してこれらの課題の未然防止や早期発見、解決に努めております。

次に、(5)本年度の各小中学校の人権教育の狙いについて示せということについては、

各小中学校での人権教育では、まず、他者への思いやりや共感を持つことなど優しい気持ちを育むことを狙いとしております。また、人種、性別、障害、経済的背景などに基づく差別や偏見、いじめなどを行わないこと、多様性を認めること、自己肯定感を持つことなどを通して健全な人格形成を目指すことを狙いとしております。

続いて、(7)子供が権利の主体であることを児童・生徒に認識してもらうために小中学校ではどのような取組をしているのか示せということについてお答えいたします。

まず、学級会、児童会、生徒会などの話し合い活動で子供たちが自分の意見を自由に表現できる場を提供して、民主的な意思決定のプロセスを学ぶ取組を行っております。毎年10月に実施されている子ども議会もその一つだと考えております。

また、各小中学校では、自分たちにどのような権利があるのかを具体的に理解したり、権利が守られることの重要性や権利侵害の影響について考えたりするために人権標語や人権作文などに取り組んだりしております。

そのほか人権集会や平和集会などを行ったり、道徳や特別活動の授業などで身近な実例や教材文を使ったりして権利の主体者であることを認識できるような取組を行っております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

御答弁ありがとうございました。

2回目の質問の前にちょっとお願いがございます。3月議会の私の一般質問に対する町長の御答弁の中で、答弁は簡潔にということで議長より声がかかった際に、時間がたっぷりあると思ったので長くしております。そうしないと最後までもつかないと、私、心を痛めておるところでございますとおっしゃいました。覚えていらっしゃるでしょうか。新人議員でするので心配して下さったのかもしれませんが、私は私なりに質問を準備しておりました。一般質問の時間は70分でしたが、70分持たせることが目的でもありません。町長の御発言の前に足りなかったのは何でしょうか。それは私への確認と同意です。本日のテーマは人権です。本日も質問は準備できておりますので、町長のお気遣いは必要ございません。これは私の意思表示でもあります。どうか御答弁は簡潔にお願いします。

このように人権に関する事柄は、日常に多く存在しています。家庭でも、学校でも、高齢者施設でも、議会でも、そして役場組織の中でもです。私自身も人権と向き合い、常に学び続けていかなければならないと思っております。今回は子供の人権がテーマですので、事例も交えながら論議できればと思っております。

それでは、2回目の質問に入ります。

1つ目の質問ですけれども、子どもの権利条約を踏まえた本町の子供の人権についての考えについてです。本町においては、第2期基山町子ども・子育て支援事業計画の基本方針の1つ目に子供の権利の尊重を掲げていますと御答弁いただきました。本町では、子どもの権利条例は制定していませんけれども、計画の中できちっと明記して既に取り組んでいるとのことであると私は理解しましたが、山本こども課長、間違いはないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今、議員からおっしゃっていただいたように考えております。条例は制定してありませんけれども、これまでも基山町の子供の権利を第一にということで考えて計画などを策定しているという意味で取っていただければと思います。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

質問の2つ目、3つ目で、町と小中学校における人権を取り巻く課題をお示しいただきました。ネグレクト、子供がDVを目にする面前DV、いじめ、不登校、ヤングケアラー、経済的問題など非常にハイリスクな課題があると認識いたしました。

第2期基山町子ども・子育て支援事業計画は、令和2年から令和6年までの5年間の計画です。時期は、これがこども計画になるのだと思いますし、まさに計画の評価の時期を迎えているかと思います。様々な課題がある中でも子供の人権に対する取組についての成果について、山本こども課長、お答えください。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

第2期基山町子ども・子育て支援事業計画につきましては、基本目標を7つ、それから、それに対する主要課題を27、その主要課題に対する施策の方向ということで77の事業を上げております。この計画に沿って、5年間の計画の中でも、毎年、子ども・子育て会議という有識者を含めた会議を開催いたしまして、事業計画に沿ってできているかというところを評価してきました。

今、御質問の子供の人権に対しての成果ということにつきましては、施策の内容の中に具体的にその言葉が出てきませんので、効果としては不透明なところはございますけれども、先ほど町長からも答弁していただきましたように、全体的に基本目標の1つ目に子供の人権が重要だということを掲げておりますので、この計画の進捗が計画どおりに進んでいるということは、子供の権利を重要視できているという考え方もできるのかと思っております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

やはりどこかで評価するということは必要ではないかと思っておりますので、肌感覚みたいな評価ではちょっと足りない部分があるのかと思っておりますので、その部分はこういった形で評価していただけたらと思います。やっぱり基本方針の1つ目に上がっているということなの

で、非常に大事な項目だと思いますので、その部分はきちっと評価して次のこども計画につなげていただければと思っております。

次の質問に行きます。4つ目の質問です。

子どもの権利条例を制定するのかという問いに対して、基山町こども計画においても子供の基本的人権の尊重は特に重要だと考えていますので、子ども・子育て会議の中で議論してまいりたい、ここからなんです、権利に関する規定をどのような形にするのがよいか検討しますという御答弁をいただきました。私の頭が悪いからなんですけれども、ここが、実は、何回読んでもこの答弁の意味が分かりません。山本こども課長、どういう意味なのかをかみ砕いて説明していただけますか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

先ほども申しましたように子供の権利につきましては、これまでも子供の権利の尊重とか、そういうことを第一に考えて様々な施策に取り組んでまいりましたけれども、現在のところ基山町には、子どもの権利条例というものがありませんし、現在、策定しようという動きも今のところございません。といいますのも、子どもの権利条例につきましては、全国の事例を今回見させていただいたんですけれども、幾つか近くの市町村の事例を見ますと、子供の役割ですとか保護者の役割、それから行政の役割などを理念的に定めている条例もありますし、いじめや虐待などに特化した条例もございました。

基山町では、最高規範であるまちづくり条例という条例の中に町民の役割とかそういうことを書いている部分もございますので、子供の権利という部分を子どもの権利条例という一つの条例にするのがよいのか、それとも、まちづくり基本条例の中に子供のことも盛り込むほうがよいのか、それとも条例をつくらずにこれまでの計画の中でそういうことが重要だということで取り組んでいくのでよいのか、そういうところも含めて今回の次のこども計画の策定に当たっての有識者会議でもある子ども・子育て会議や、そのほかのいろいろな議論の場で検討してまいりたいという意味でございます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

今は、条例制定に向けての動きはないということでお伺いしました。まちづくり基本条例の中に含めるのか、それとも新たに子供の条例をつくるのか。それ以外にも計画の中で進めていく、そういったことなのかと私は理解したんですけれども、もう少し突っ込んで聞かせてください。つまり山本こども課長としては、基山町子どもの権利条例の制定の必要性についてどんなふうにお考えでしょうか。制定に対する予算とか業務量とかそういうところは差っ引いて、子どもの権利条約の制定の必要性についてこども課長の御意見を聞かせてください。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

私の私見ということでお話をしたいと思っておりますけれども、条例の制定となりますと、例えばですけれども、町民の皆様には何か義務を課すですとか、制限があるとか、料金の設定ですとか、そういうところは、条例の中で定めていくものと思っておりますけれども、子供の権利につきましても、理念的な条例になるのかということも私の中にはありまして。理念であれば、こども計画や施策の中で具体的にその部分は取り組んでいけばいいという思いも私の中には今のところありますので、条例という形にはしなくてもいいのではないかと、現在、今のところは、私はそう考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ありがとうございます。子供の視点から子どもの権利条約の必要性については、こども課だけではないと思っております。こども課長以外の課長にも御意見をいただきたいと思っておりますけれども、いろんな意見があつていいと思っております。お聞きしてよろしいでしょうか。この基山町役場内での雰囲気は少し知れたらと私は思っております。藤田住民課長、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

子育てをしていく上で、確かにこの子供の人權というところは大事な部分だと思っております。

ます。例えば住民課で申しますと、通学路とかの安全、毎日通学しておりますので、安全・安心に努めているところでございます。というところで、確かに子供の人権につきましては、こども課長が申しますように理念的な部分が大いのかと思いますので、その辺りは、またこども課とかで検討はされていくと思っております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

子供も健康増進に関わります。村上健康増進課長、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

私が考える子供の人権は、子供だからとか、子供だから分からないんじゃないかとか、そういうことではなくて、子供の視点に立って子供を守ることが大事かと思っておりますので、子供の意見を聞いたりとか、そういうところまで酌んで子供に対応したいと思っておりますので、そういう立場から子供の成長とか大人になっていく過程とかを大事にして対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

村上健康増進課長、条例の制定としては、お考えを。

○議長（重松一徳君）

工藤議員、通告が合っておりませんので、あんまり、ちょっとそれは……。工藤議員、質問を続けてください。

○1番（工藤絵美子君）

それでは、戸井福祉課長に同じく、もう最後です。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

端的に子ども条例についての考え方としましては、私個人的には、条例にこだわる必要はないと思っております。つくることが目的ではなくて、その後、子供の人権に関してどう住民に啓発、発信していくか、行政でできる政策がどういうことがあるのか、そこをどう実践していくかが問題であると思っておりますので、条例にこだわらなくても計画の中に盛り込んだりとか、そういう部分で十分ではないかと思っております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ありがとうございました。子供の権利に限らず条例で制定することの意義は、執行部の皆様のほうが理解されているかと思っております。条例は法ですから、子供の権利救済や意思表示、参加の仕組みづくりをつくる根拠になります。条例も計画もですけれども、つくるとはゴールではなくスタートです。その上で町民全体が子供一人一人を権利の主体として尊重すべき存在であると共通認識を持つことが大切だと思っております。私が確認できたところでは、まだ佐賀県内では、条例を制定している市・町はございませんでした。近隣、福岡県では、筑前町、筑紫野市、那珂川市ほか幾つかございました。今後、検討がなされるということですので、動向を楽しみにしております。

次の質問に入ります。5つ目と7つ目の質問についてです。

まず、各小中学校の校長先生はじめ先生方には、多忙な中、子供たちが充実した学校生活を送れるよう日々御尽力いただき感謝いたします。先日、基山小学校の天野校長が、子供たちのためになるのであれば、自分は悪者になってもいいんですとおっしゃいました。教育への熱意と大きな覚悟を感じました。

基山小学校では、5月に人権集会が行われています。また、基山中学校でも6月7日に人権集会が行われたとのこと。聞いたところでは、小学校は、他者への思いやりや共感を持つなど優しい気持ちを持つこと、中学校については、いじめを行わないことの内容であったと聞いています。

30年前、私も基山中学校の生徒でした。1年生でまだ小学生気分の抜けていない時期に学年全員が集められました。そこで言われたことが、1年生は奴隷、2年生は人間、3年生は神様だと思いなさいと言われたことを思い出しました。先輩の言うことをきちんと聞くようにという話だったと記憶しておりますけれども、その当時、私はとんでもないところに来て

しまったと思いました。衝撃が大き過ぎて今でも忘れられませんけれども、もう随分昔のことですし、当時は上下関係が大変厳しかったことも記憶しています。世は既に平成でしたけれども、まだそんな時代でした。

教育長にお聞きします。ここ数年、子供に対する人権教育については、学ぶ機会や内容は充実してきているのでしょうか。5年前ぐらいの比較で結構ですのでお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、30年前のお話がありましたけれども、今でいうと、もうマスコミ等で新聞に載るような事案だと思っています。そういった意味からも、かなり学校現場は変わってきていると考えておりますし、いじめに関してもそうですし、捉え方も全く変わってきています。

先ほど人権に関する集会を言われましたけれども、そういった集会についても以前はございませんでした。人権擁護委員等も学校に来られて年に1回、そういった授業であったり講演を行ったりしていただいております。今回、中学校で井上さんに来ていただいた件についても、いろいろな事案等も御紹介いただきながら、昨日も出ておりましたけれども、インターネットによるちょっとしたよかれと思って載せたことがいかに大変なことになるかとか、そういったことについてもお話をしていただいております。子供を取り巻く環境というのも非常に変わってきていますので、人権に関しては、より学校教育で充実していると感じております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ありがとうございます。多々問題はあるかと思えますけれども、人権教育における子供たちの理解の状況や反応が、分かるのであればお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

知識として教えていることを子供たちは理解していると思えますけれども、例えば、いじめに関してもゼロになっているかということ、やはり発生件数というのは毎月のように上がっ

てきているわけです。相手側が嫌と思えばいじめとして認知するということもあって、そういうこともあるんですけども。やはり十分かという不十分な面もありますので、繰り返し指導するとともに実例を交えながら指導することも大事ですので、そういった点で指導を継続して行っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

随時、問題は上がってくるかと思えますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

6つ目の質問についてです。

きやま創作劇では、昨年、我が子も参加させていただきましたけれども、貴重な経験をありがとうございました。どの子供も堂々とすばらしい演技をする姿に大変心を打たれました。山本こども課長にお伺いします。子供が権利の主体であるということをもっと日常レベルで伝えられる場や子供の権利について学ぶ研修会やフォーラムなどを実施する予定はありませんか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

子供の権利を日常の中でも学んだりというところが町の事業として何かあるかというところで、この議会の前にも随分、各管理職の皆さんにも何かないだろうかということで打合せといたしますか話をしたんですけども、なかなか今のところ思いつかなくて。今、議員から御提案がありましたフォーラムとかそういうこともいい方法だと思いますけれども、現在のところはその予定がありませんので、また検討をしてみたいと思います。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

やっぱり町民の皆様には理解していただく、共通認識を持つということはすごく大事なことでありますので、大きなものでなくても結構ですので、出前講座とかでも可能だと思いますし、何らかの形で町民にも発信していただけたらと思っております。

ここからは、配付しました資料、こちらを基に質問をさせていただきたいと思っております。

少し説明をさせていただきます。

今年4月の出来事です。子供から、お母さん、土日に友達と遊ぶときは、弁当かおにぎりでもいいけん、作ってくれんと言われて、その確認をしたことから始まりました。うちの子は、子供だけでコンビニで買物をしてはいけませんと指導を受けたということでした。古賀課長に確認したところ、基山小学校では、年間を通じて買物の用事がないのに子供たちだけで買物に行きませんと指導しているという御回答でしたので、子供の聞き間違いだったのかと思い、ほかの保護者の方にも協力いただいて、担任の先生からの指導、子供たちと保護者の受け止めについて回答いただいたところ資料のような結果になりました。

ここで見えてきたことは、子供だけで買物に行ってはいけませんや、子供だけで買うのはいいけれども外で食べてはいけませんなど、担任の先生によって指導の内容がばらばらになっているということです。再度、古賀課長と教育長にこの結果をお伝えして、子供たち、保護者に再度説明してほしいということをお願いしたところ、マチコミ、これは学校と連絡ができるアプリを保護者の方がスマホとかに入れているんですけれども、そちらで保護者に連絡が届きました。この中で、子供だけで店舗に行つて買物の是非で問われている保護者がいらっしゃるという話を聞きましたので、この保護者は私です、確認のためお知らせいたします。子供たちは、買物の用事がないのに子供だけでお店に行きませんと学校全体で指導しております。お店を利用するときのマナーは、御家庭でお子様と話し合ってくださいとのことでした。子供たちにも再度説明があるのかと思っていましたけれども、子供への説明はなく、マチコミにあったように保護者から子に伝えるということになったのだと把握しております。このような事例は、大きな問題ではないと思いますけれども、子供の人権を考える上で非常に意味があると思い、今回、取り上げさせていただきました。

古賀教育学習課長にお聞きします。今回の事例では、担任の先生の指導内容については確認されましたか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

御本人ではなくて学校長に確認をいたしました。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

そうしましたら、この説明がずれていたということに関しては、把握されていなかったということでもよろしかったでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

私が校長先生とお話をしたときには、学校全体でこういう形での指導をしているということでしたので、ただ、担任の先生方も、年齢、学年によっては、それぞれ子供たちが分かりやすい表現を使われるというのはあると思いますので、そういった部分で全てが一律に同じ表現であるかどうかというのは、ないかとは思っておりますが、そのように学校の方針として説明をしてありますので、そういう内容で説明されていると思っております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

子供の発達段階に応じて指導内容を変えるということは、大事なことかと思えます。うちの子供は5年生でしたので、町内でいろいろ買物とかは今までもしている状況でしたので、年齢とか発達段階に応じたというところであれば、ちょっと疑問の残るところです。

古賀課長にお伺いします。この事例で一番困ったのは誰だと思えますか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

まず、私も小学生の子供がいますので、あまり用事がないのにお店に行かないというのは、確かに親の指導として伝えておりますので、当然、この中では、説明の聞き取り関係で少し誤差が出たというのは考えられますので、その辺は、今後、こういった表現の違いで誤解がない形の検討は必要だと思えますけれども。特段、こういった内容では、先ほども言いましたように、どうしても学校の学年とか年齢構成に応じた表現となりますので、その辺は、部分的にこういったことが起きた部分について改善を図っていくという形になろうかと思えます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

随分先まで話が行かれたみたい。質問は、一番困ったのは誰だと思いますかというところでしたので、もう一度お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

困ったのは誰かと言われますと、子供が一人で行かれていたとすると、用事がなく入られたとすると子供たちになるかと思えますけれども、ただ、それが本当に困ったことになるのかというのは、内容が分からないとはっきり言えない部分だと思います。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

捉え方だとは思いますが、すごく子供たちが混乱しておりました。また学校から説明があればよかったんですけども、その後はなかったです。マチコミの分で保護者から説明くださいというところで今回は終わっているんですけども。ここは、説明がなかったのは、どうしてかというのはお分かりになりますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

この事案についてですけれども、そもそも子供の人権に絡めて考えると、一番子供の人権とすべきところは、自分の考えをきちんと先生に伝える。おかしいと思ったことを、疑問に思ったことを先生に言うということが守られる権利だと思うんです。そこをきちんと伝える雰囲気なかったということが一番課題かとは思っています。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

また後ほどそこは触れようと思っていたんですけども、子供にも不足している力というか、子供も身につけないといけないというところがあると思っております。この一連の流れ

を通してどのような対応が望まれたでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

この買物の用事がないのに子供たちだけで行ってはいけませんというのは、生徒指導の一環で各学校、若基小学校も含めて、他の市町も含めて行っている指導内容で、一つは、不適切なものだとは考えておりません。

今回のお子様は相談できなくても友達と相談して先生に聞いてみようとか、あるいは、自分の家に帰っておかしいと思ったときに、保護者の方がまず担任の先生に確かめてもらうとか、担任で解決できなかったら担任の先生でなくて学年主任に相談するとか、相談体制の充実というところが一つは必要かと思っています。学年主任でも解決できないならば管理職というところで、疑問に思ったところは、どしどし学校にその都度聞いていただくのが一番かと考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

この事例は、子供が学ぶ絶好のチャンスだったと私は思っております。教育長が担任だったらどんなふうに対応されただろうと思ったところでした。

若者の声の反映を目指す団体が子供たちに行った調査で、声を上げて学校が変わるとは思わないという回答が68%に上ったそうです。7割近くの子供が言っても無駄だと思って諦めている状況です。学校現場で子供の意見が尊重されているのか、なぜ子供たちがそのような反応を示すのか、真摯に向き合っていかなければならないと思います。

次の質問に入ります。

令和5年度の子供の生活実態調査について先日ホームページ上でも結果が報告されております。山本こども課長にお聞きします。基山町こども計画を策定していく上で、今回の実態調査の結果をどのように捉えられましたか。こども計画に反映していくべき課題が明確になったものがあれば、お聞かせください。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

令和5年度の12月末から令和6年1月にかけて子供の生活実態調査を行いました。この実態調査の中では、私が特に感じたところでいいますと、7年前に行った実態調査のときよりも答えてくださる方が、母親からお父さんの割合が随分増えてきたと感じたところがございます。

それと、あと貧困についてというか、世帯所得についても、今回、質問の項目の中でございましたけれども、貧困といえますか所得が低い状況については、全体的には少し軽減されているというか減ってきている状況ではありますけれども、全体の皆さんの生活の様子を見ると、ゆとりがある、かなりゆとりがあると答えられた人は、逆に減っているという形でございます。

それから、独り親の状況とかでいいますと、低所得の方が増えてきているですとか、両親世帯、共働きの世帯とかも増えている形で、高所得の人が逆に割合的には増えていたりとかというところで、いわゆる二極化している状況とも感じ取れましたので、特に町長の1回目の答弁にもありましたように、経済的な貧困によって子供たちの学ぶ意欲ですとか機会ですとか、そういうことが侵害されないようにということは、ひとつ町の施策の中でも検討をしていかないといけないのかと考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ありがとうございます。ぜひそちらをこども計画に反映していただければと思います。

次の質問にいきます。

子どもの権利条約の4原則を取り入れたこども基本法が施行されました。子どもの権利条例を制定する自治体も増えてきています。しかし、周知や啓発活動は十分ではなく、子供の権利が社会に浸透しているとは言えない状況だと感じております。こども基本法の第11条では、子供施策に対する子供等の意見の反映について定められております。

山本こども課長に質問いたします。基山町こども計画の策定に向けては、子供や若者の意見が反映されるかと思えます。子供や若者の意見聴取については、どのような形で行う予定でしょうか。また、子供、若者の意見を引き出すファシリテーターの派遣等については考えておられますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

こども計画の策定に当たっては、子供の意見や子育て当事者の意見を取り入れるようにということでガイドライン、国からの指針が出ているところでございます。基山町といたしましても、子供の意見といたしますか、アンケート調査を行いたいと考えているところでございまして、計画をする段階では、子供全体にということはなかなか難しいので、例えばですけれども、学年を区切って小学5年生と中学2年生という形で意見を聴取しようかと以前考えてはありましたけれども、できれば小学生、中学生、基山町の子供たちは全員タブレットを持っておりますので、教育委員会とも連絡というか協議させていただいて、タブレットを使えば、学年を区切らずにもっと広い学年にアンケート調査ができるのかと考えているところです。

子供の意見をどう取り込むかというところについては、すみません、具体的な項目についてはこれから詰めていきたいと考えておりますので、今のところ具体的に申し上げられなくて申し訳ないですけれども、ファシリテーターということの事例も、ガイドラインの中にもファシリテーターを派遣して子供の意見を聴取するという事例も示されておりますけれども、基山町では、その部分は、今回の意見聴取については準備が間に合わないこととかで難しいのかと考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

いろんな形で意見聴取することはできるかと思います。対面であったりオンライン、学校のタブレットの利用もすごく効果的だと思いますし、チャットやアンケート、いろんな形で、どの形で基山町は意見聴取するのがいいのか、基山町に適した方法で具体的に検討していただけたらと思っております。

私は子供に、いろいろ私に聞いてきたときに、どうして学校で理由を聞いてこんかったと、自分の意見を言えばいいんじゃないのとよく伝えますけれども、面倒くさいことになりそうとか先生に怒られるかもしれないなど、そんな反応を示します。私は、今はこんなですけれども、私も子供の頃はそうだった気がします。

調査によると、年齢が低ければ低いほど、意見は直接ではなく間接的に伝えたいと答える子供が多いそうです。高校生でも半数は間接的に伝えたいというアンケート結果が出ていました。全国で最初に子どもの権利条約を制定した川崎市や滋賀県の取組については、大変参考になると思います。

1つだけ御紹介いたします。

川崎市では、子供の意見を聞く子ども会議が開かれています。その中で、子供たちから公園を広くしてほしいという声が上がったそうです。この言葉をそのまま受けるのではなく、子供の声の裏には真意があると丁寧に聞いていくと、ボール遊びがしたいという子供たちの願いがございました。そこから学校の校庭開放が始まったそうです。これは、子供たちがルールを決めています。一回、学校から帰らなくていい。ランドセルはピロティに置くとか曜日の設定など、子供たちでルールを決めています。もちろんできないこともありますので、できない理由については、大人が子供たちにきちんと説明をしています。相互理解を深めながら子供と大人がパートナーとして一緒に検討しております。川崎市から伺った部分で印象に残った言葉が、物事は、AオアBではないC案はないのか、それが対話ですと話されたことがとても印象に残りました。山本こども課長、感想をお聞かせいただけますか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今の川崎市の方の言葉、私もそうだと思うのでうなずいて聞いてしまいました。基山町の中でも、やはり大人の都合でこれは駄目、あれは駄目と制限を子供たちにさせている部分がなきにしもあらずと思いますので、十分に川崎市のそういう姿勢とといいますか、取り入れなければならないと感じました。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

私は、先日フォーラムに参加して資料も全部もらっていますので、よかったらそれもお見せいたします。

少し前の話なので現状ではないんですけども、私が議員になる前の話ですけども、令和4年度に、教育学習課に学童保育のおやつので相談に行きました。そのとき職員から学

童保育は食育の場ではありませんからときっぱり言われました。縦割りの影響でしょうか。人権というよりも子供が業務によって分断されているような思いをしました。いずれにしても、職員だけでなく議員も子供の人権についてもっと学んでいく必要があるのではないのでしょうか。

今回、子供の人権を質問させていただくに当たり、私自身も知識不足でしたので少し勉強をさせていただきました。母としても反省する部分があり、改めて子供との関わりを見つめ直すいいきっかけとなりました。職場が明るくならないとまちも明るくならないという副町長の言葉を先日新聞で読みましたけれども、子供の人権への理解についても、役場からまちへと広がってほしいと思っております。このことから条例を制定するという事は、大変意味のあることだと思っております。

最後に、基山町に限らず、日本、世界の子供たちの権利が守られ、大人も子供も幸せな社会となることを願い、これで私の一般質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で工藤絵美子議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

～午前11時04分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、末次 明議員の一般質問を行います。末次議員。

○9番（末次 明君）（登壇）

皆さん、こんにちは。

9番議員の末次 明でございます。

傍聴席の皆様、日曜日のお昼間のお忙しいときに傍聴ありがとうございます。

質問事項1項目めですが、このところカスハラ（カスタマーハラスメント）が話題に上っております。カスタマーとは、さしずめ利用されるお客様というところでしょうか。一昔前までは、お客様は神様ですや、お客様は常に正しいという時代がありました。私自身、民間会社に勤めておまして、消費者やあるいは得意先と対応して理不尽に思うことがたくさんあり、この人は何を言っているんだろうということを思いながらもじっと耐え忍んでおりま

したが、時代の風潮か、なかなか会社もそんなに取り上げてはくれませんでした。その犠牲かどうかは知りませんが、幾人かの同僚たちも心身とも疲れて会社を去って行きました。以前から度を越したクレームや迷惑行為、不当・法外な要求はありましたが、このところ増えているのではないのでしょうか。そのためには、時代に合った対応が必要ではないかと思っております。

今回は、基山町役場職員と行政サービスを受ける側の対応に絞って質問をいたします。

私が議員となった一つは、町に対してこのように公式に要望、要求、主張ができるからですが、議員であっても度を越した要求は控えなければならないと思っております。私のところには、町民の方から町に対する多くの苦情や要求が持ち込まれます。私としては、誠心誠意に対応するのですが、社会常識からかけ離れた要求に対しては、私は同意しかねますと断りをしますが、それでもしつこいようですと、あなたが基山町議会議員になられたらいかがですかと言っております。そうすると、議員になれば報酬も頂けるしいですよという返答を最後は言うことにしております。しかし、役場の職員ですと、なかなか厳しい言葉は言えないでしょうし、むげに要求、要望、苦情をできませんと断ることはできないと思っております。

そこで、質問事項1ですが、役場職員の職場環境の整備についてです。

これは、基山町民のためにより仕事を基山町の職員にさせていただきたいからでございます。質問の趣旨は、役場職員の窓口や電話、訪問先での対応ですが、町民が望む住民サービスはどのようなもののでしょうか。誠意のある対応は当然ですが、過剰な対応の要求や職員の時間的拘束で日常業務に支障があってはなりません。また、職員に過剰な心身の負担をかけないためにも、町民の理解を得て職場環境の整備をしなければならないと思ひ、質問いたします。

(1)基山町役場における来訪者の対応についての松田町長の考えはどのようなものでしょうか。

(2)役場の来訪者の対応について伺います。

ア、来庁による窓口対応の基本姿勢は何でしょうか。

イ、電話やSNS等、スマホとかインターネットでの問合せによる対応は、適切にされておりますでしょうか。

ウ、対応に苦慮する行為はありますか。

(3)役場職員を守る環境整備について。

ア、職員個人のプライバシーは守られておりますでしょうか。

イ、対応職員の役場庁内での相談体制は確立されておりますでしょうか。

ウ、正当なクレームとカスタマーハラスメントの区別は難しいのですが、どのようにして判断しておられるのでしょうか。

(4)今後の対応について伺います。

ア、何らかのガイドライン、対応マニュアルは設けておられますでしょうか。

イ、現行の条例で法の整備は十分でしょうか。

次に、2項目めですが、基山町では、今まさに山間地域では田植が始まっております。この時期の基山町の風物詩の田植をいつまで日常的に見ることができるのでしょうか。既に麦作、裏作の麦を作付している農家はごく僅かです。農業が基山町で衰退するのは、やむを得ないのでしょうか。一番の原因は、国の農業政策にあるのでしょうか、基山に限れば、祖先から代々伝わってきた農地を持っている人が農業を継承しないからでございますが、農業に興味を持たない、農業としての魅力がない、そして何より食っていけないからでもあります。しかし、だからといって町がやることは、農業する農地を減らし、政策を推し進めることでしょうか。ここは松田町長と議論をしたいということで、2項目めの基山町の農業の未来についての町の姿勢を伺います。

町内の農地が減少すると、農地所有者、農業従事者の農業に対する意識が変わります。基山町内でどのようにして農地・農業を守ればよいのか。基山町がどのように農業に関わり農業関係者に寄り添えるかを伺います。

(1)基山町の農業は、産業として危機にあります。これからの農業に対する基山町の役割は何でしょうか。

(2)基幹産業である町内の稲作、麦作は、危機にあります。町内3つの共同乾燥組合の統合は、一つの生き残り策かもしれませんが、就農者の解決策にはなっていないのではないのでしょうか。町の姿勢はどのようなものなのでしょうか。

これで私の1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

末次 明議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、役場職員の職場環境の整備についてということで(1)基山町役場における来訪者対応についての私の考えはどのようなものかということでございますが、まずは、来訪者の対応については、役場に来られて嫌な気持ちになるとかそういうことがなくて、安心感を持てるようになるというのが大事だと思いますけれども、来られたときよりも帰られるときに明るい気持ちになって帰っていただける、そういった対応を心がけることが大切だと考えているところでございます。

(2)役場の来訪者対応について来庁による窓口対応の基本姿勢は何か。先ほどの答えと類似してまいりますけれども、来庁者の状況や気持ち、何を求めて来られているかというのをきちんと把握して、相手の要件に対してきちんと応えられるような、しかも、かつ丁寧な対応に努めるということが大事かと考えております。

イ、電話やSNS等による対応は適切かということでございますが、電話では、相手の顔が見えない、表情も見えないので、会話から相手の状況や気持ちを理解し、相手の要件をきっちりまず理解して、それに応えられる丁寧な対応に今努めているところでございます。ただ、やっぱり実際会ってやり取りするのと、電話で言うと難易度が高いというのは、職員みんなが感じているかと思えます。

SNSですけれども、LINE等のオンラインでのやり取りを行う場合は、まずは、スピード感というのをきちんと持って対応するように心がけております。また、最近、Web町長室の御意見・御提案、それから苦情も含めて非常に多くのものが来ております。私と担当課で回答案を精査し、丁寧な回答に努めているところでございます。これは、公開しているものにつきましては、全てホームページで公開させていただいているので御参照いただければと思います。

ウ、対応に苦慮している行為はあるかということでございますが、正直、苦慮というか困るケースがどういうことかということ、長時間、窓口にとどまられて同じ堂々巡りをずっと繰り返すというのは、やはりほかのお客さんに対応できないということ、職員が昼間それに対応しますと、どうしても超過勤務が増えてしまうという傾向にあるかと思えます。それから、電話を頻繁にかけて来ていただくというケースがあります。もちろん1日1回とか2回とかだったらまだしも、1日数回とか、ひどい、しかも長電話になるケースもありますので、そういった対応を求められていたりすることがあります。もちろん職員側もなるべく長くない対応とか、電話も長くしない努力も必要なんですけれども、なかなかその努力を超えて

のケースがないことはないということで、そこは苦慮しているところかと思えます。

それから、(3)役場職員を守る環境整備はということで、ア、職員個人のプライバシーは守られていますかということでございますが、基山町情報公開条例において職務遂行に係る情報であるときは、職員の職・氏名について公開するものということになっております。そのため、氏名については名札に記載しておりますけれども、職員の個人的な情報については、基本的に来庁者等へは伝えないようにしているところでございます。

イ、対応職員の庁舎での相談体制は確立されているかということでございます。結局、非常に困難な対応とか、先ほど出ました苦慮する場合にどうしているかということでございますが、まず、担当者が対応した場合は、直接の上司である係長、課長への相談となります。また、状況に応じて、その後、教育長、副町長への報告、相談があるということになります。たまにはありますが、さらに私のところにこういう問題、こういう対応で苦慮しているという相談等もある場合があります。もちろん私のところでこうすればいいんじゃないかみたいなことで解決するケースもありますが、なかなかこれは難しいというケースの場合は、弁護士への相談を行い、対応までちゃんと検討する形にしているところでございます。

ウ、正当なクレームとカスタマーハラスメントの区別はどのように判断しているかということなんですが、正当なクレームとカスタマーハラスメントの区別については、来庁者等の主張に妥当性があるかどうかというのがまず第一で、妥当性がある場合には、それはちゃんと対応しなきゃいけないし、むしろ対応しないほうが駄目なんだよみたいな感じにしております。それから、あとは、妥当性があっても、何というか、言い方であったり持っていき方等がすごく強かったり、それから、妥当性があっても度を越えた要求になっていないかというケースもありますので、そういった判断が非常に難しいすみ分けになりますが、そのところも一応考えているところでございます。

(4)今後の対応について何らかのガイドライン、対応マニュアルは設けられているかということでございますが、ア、カスタマーハラスメントについては、まだ最近の話でございますので、町独自のガイドラインやマニュアル等はございませんが、厚生労働省にカスタマーハラスメント対策企業マニュアルというのがありますので、基本は、それを参考にしてカスタハラについては対応しているところでございます。

イ、現行の条例で法の整備は十分かということでございますが、現行の条例はございませんけれども、現時点では、基山町不当要求行為等防止対策要綱というのがございますので、

これを運用しながらこれに沿って対応はしているところでございます。

2、基山町の農業の未来について町の姿勢を問うということですが、基山町の農業は、産業として危機にある。これからの農業に対する基山町の役割は何かということですが、町の役割としては、国・県、そして農業者及び農業に関する団体等の連携を図り、町内各地域の状況や地域性などの条件に応じた農業の振興・維持に関する施策を検討し、それを実施していくことが役割と認識しております。そして、町が一丸となって取り組むための先導をであったり、それから調整などが町の役割であると考えているところでございます。

具体的な施策の方向性みたいなものを例示させていただきますと、例えば、山田錦に代表される酒造好適米、いわゆるお酒に適したお米です、こういったものを作る転換であったり、基山産米のブランド化、こういったものによって所得向上を図るということが大事なんじゃないかと思っております。

また、高収益が見込まれる施設園芸の団地化整備による新規就農者等の確保や差別化を図り、環境の保全が可能な有機農業、いわゆるオーガニックです、こういったものの推進もあるんじゃないかと考えております。

それから、都市間との交流を促進するための観光農園の誘致であったり、都市部の方々が基山町で農園を借りてやっていただける貸し農園の整備等によって、今だけではなくこれから先、未来、後世に継承できる持続可能な農業を目指していきたいと考えているところでございます。

(2)基幹作物でございます町内の米作、それから麦作が危機にある。町内3つの共同乾燥組合の統合は、生き残り策の一つであるが、就農者の解決策にならないのではないかと。町の姿勢はどのような感じかということですが、まずは、共同乾燥調製施設の再編につきましては、鳥栖市と基山町での統合について、鳥栖基山地区共乾再編準備委員会で協議されているところでございます。進捗状況といたしましては、長野共同乾燥調製施設を運営する長野地区機械利用組合が、農地の減少に伴い、基山町共同乾燥調製施設を運営する基山地区機械利用組合と令和5年度末で統合しており、新たに基山地区機械利用組合として、鳥栖市の6組織と合わせて7組織での統合を検討されているところでございます。この統合がうまくいくように、基山地区機械利用組合が最適な選択が可能になるように、共にどう持っていたらいいかを検討して、方向性が決まった場合は、その実現に向けて支援していきたいと

考えております。

もう一つの園部共同乾燥調製施設を運営する園部第一地区機械利用組合については、鳥栖との統合ではなく単独で継続していく方針で準備されておりますので、持続していくための必要な施策等を検討、支援したいと考えております。

また、基幹作物の生産維持のために機械の共同利用化等の協議や地域農業を協力して守っていく農業者グループの育成にも力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上で1答目とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

まず、1回目の回答にありました、役場に来られたときよりも帰られるときに明るい気持ちになってもらえる対応というのは、今後も続けていただきたい対応だと思っております。苦情を言いに来られて満足して帰っていただくということは、最善の策だと思いますし、全職員に心がけていただきたいものですが、町長は、苦情や要望を言いに来られた来訪者の対応として、例えば、厄介な人が来たと思われることもありますか。もしそういうときがあっても、そういう方が来られても、こう対応してほしいという言葉職員の方々に呼びかける言葉でお願いしたいんですが。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

正直、来られる前には、私は、その情報は分からないので、何回もそういうトラブルが続いた場合に情報として上がってくるんです。そのときには、基本は私がお会いすることが結構多いかと思っております。そこは、責任者としてきちんと会わなきゃいけないと思っておりますので、そこで多くの場合は満足して帰っていただいていると思っておりますが、町長も何も分かっちゃらんと言って帰られている人もいるんじゃないかと思っております。ただ、そこは、町の考え方であったりその辺をきちんと説明させていただいているところでございます。

ただ、もちろん私のところに上がってこないやつで本当に職員の皆さんが御苦労されている案件もたくさんあるんじゃないかと思っておりますので、その辺りは、またいろいろな場で状況をきちんと把握しながらいろいろな声をかけていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

町民サービスの一環として窓口対応がありますけれども、一職員に負担をかけてはいけないと思っております。全て課長あるいは町長が対応するわけにもまいりません。町長と違い、職員は弱い立場にありますし、その場で判断を出せないことも多々あるかと思いますが、仮にそういう間違った判断をした職員に対しては、町長としてはどう諭すというか、こうじゃなかったのかという、実際にあった場面とかを想定してお話をさせていただければと思うんですが。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これは、大きく2つに分かれると思います。プレッシャーを受けて何か間違っただのと凡ミスで間違っただのと、2つあると思います。凡ミスで間違っただ場合は、かなり厳しく対応しています。もしくは、いろいろなペナルティーを科すこともあります。それは本当の勘違いとか、しかもそれを上司に報告していなかったとか、そういうのは非常にまずいことだと思いますので、若いうちからそういうことをしちやいかんというのは、分からなきやいけないかと思えます。すごくプレッシャーを受けて、そこで間違うというか、最適でない答えになったケースがあるかもしれないので、そういった場合は、逆に言えば、最適じゃないというのは、相手側の言い分に本来応じてはいけないのに応じたというのが最適じゃないと思えますが、もしそれであればもめていないはずなので、そういうケースは、比較的少ないかと思えます。だから、そこもまた2つに分かれますが、こう考えたらこっちのほうで御指導する方向がなかっただろうかみたいな指摘をするケースもありますし、反対に、安直に認めたらほかの方との平等性が担保できないので、それは駄目だから取り消しなさいみたいなことを言ったケースもあつたりもするところがございます。そこはケース・バイ・ケースになりますので、いろいろなことで職員の皆さんと議論していきながら、少しでもお互いの知識とそれから様々な情報が積み増していくことを心がけていきたいと思えます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

来庁者に対する基本姿勢を伺いました。初めて来庁された方がどのような方というのが分からないときがあるかと思えますけれども、基山町では、例えば窓口では、初めて来られたときに最低限ここまででは表明してもらっていますとか、私はこういう人間ですということを書いてもらっているということはあるのでしょうか。それとも、そのとき全く言わなければ、一方的に話を聞くという形だけなんではないでしょうか。窓口で初めて来られたお客様です。どういう方か分からないんですが、窓口でどういう方か分からない方にも基山町は、役場の職員としては、きちんと答えなくちゃいけないのか。それとも、ある程度、身分を名乗ってもらわないと私たちは答えませんという姿勢なんではないかということですが。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

すみません。来られる方のほとんどは、申込書とかに記入されて出される方が多いと思いますし、それから、福祉とかそういう相談も名前が分かって初めて相談になるので、全く名前が分からなくて相談を受けている事例がそんなに多くあると私自体は認識していなかったのです。むしろ実際に直接受けている課の課長さん方にそこ辺りは確認したらいいかと思えますので、もし可能だったらどなたか補足していただけないですか。要するに、全く相手分からない人に対してどういう対応をしているかということで、よろしくをお願いします。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

福祉課で申しますと、大半は、今、町長がおっしゃられたように手続で来られますので、相手分からないケースは少ないです。ただ、初めて来られる相談の方であっても、特に相手の身分を確認したりすることはありませんので、それによって職員の対応が変わることはありません。丁寧に相手が望む内容をお聞きして説明するということで対応しております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

戸井課長、ありがとうございます。

次に、特に時間的な制約は、窓口では設けられていないとは思いますが、常習的に来庁される方は把握されていると思います。何度も来庁されると、しつこいから要求を受け入れようということはないでしょうか。あくまでも駄目なことは駄目ということで、過去にも受け入れたことはないのでしょうか。その辺りの事例がありましたらお願いします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

受け入れたらめめないんです。受け入れないからもめて何回も来られるということなので。先ほども申したように、でも、それでやったケースはゼロじゃないので、それはおかしいだろうということで処理した、元に戻したケースもありますし、それから反対に、ここをこう考えれば、この方の場合は可能になるんじゃないかといったケースもあります。でも、それは数が少ないです。基本は、駄目なものは駄目のケースが非常に多いので。だから、そういう感じで私自身はやっていますが、これも私のところに上がってきたやつだけの話なので、それぞれのまた担当課長のところで悩みであったりそういう事例があれば、ぜひ発言してもらえればと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

課長のほうはいいかと思いますが、続いて、電話やSNS等による対応についても伺いました。特に対面でない場合は、多少厳しい指摘もあるかと思っております。そうする場合、基山町の対策として電話の音声の録音や記録を取ったりの予防策は取られておりますでしょうかということです。それと、LINE等の記録もちゃんと記録として別に残して、ノートで記録されているのでしょうか。その辺りを伺いたいんですが。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

すみません。基本的には、常時録音というのはやっておりませんが、録音機能はありますので、場合によっては記録を残しておかないといけない案件もございますので、録音機能を使って残したというケースはございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

あと、あんまり何度もというケースの場合は、裁判等も考えるケースがありますので、それは録音もですが、何日の何時にどういう案件であったみたいな記録をきちっと取った例はございます。ただ、そういうのは本当に僅かで、そうならないようにしなければいけないというのが基本だと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それで、対応に苦慮する行為がありましたかということで、ここで重要なことは一つなんですけれども、昨日もそれらしきことを佐々木議員がおっしゃいましたが、やはり職員が基本は初期対応でミスをしたくないことなんですよね。要するに、向こうに揚げ足を取られるとかいうことが一番トラブルのもとになりますので、先方に弱点を握られると取り返しが効かなくなります。そのためには、職員の皆さんに自分の業務に精通していただく必要があるので自分に厳しくあってほしいんですが、こういう職員の研修といいますか、入庁年次ごとの研修システムというのは、ある程度、対町民とか対来庁者ということでのシステムは、ちゃんと確立しているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

昨日も佐々木議員の一般質問ときにもお答えした部分ではありますけれども、新規採用の職員は、年度初め、4月、5月に新任の研修を受けていただいていますし、係長になった場合、それから課長になった場合、上がったときには、その職責・職務を勉強する意味で研修を受けていただいております。

また、毎年、町でいろんな職員向けの研修をやっておりますけれども、昨年度、令和5年度は、接遇研修ということで開催をさせていただきました。その場合は、会計年度任用職員もお声かけをして職員対応、接遇の研修を受けていただいたというやり方をやっております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

あと、これは昔からテレビなんかでも、あんたじゃ話が分からない、社長を出せ、社長をということがありますけれども。さしずめ基山町でいいますと、町長を出せということになるかと思うんですが。基山町では、いかに町長に出ていただかないで一担当で対応するというのが重要かと思っておりますが、そのような対応というのは、課長からそれぞれ課員には、あなたがまず収めなさいということで対応されているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

まずは担当者が対応をしたいと思いますし、昨日も申し上げましたけれども、次は係長が対応しますし、課長が対応します。いきなり町長を出せという話には、基本的に応じない、そういった形で各課対応をしてくれていると思っています。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

すると、役場の窓口に結構頻繁に来られる方というのは、正義感を持って来られていると思っています。自分は正しいから来ているんだと。自分は間違いない、あんたたちが間違っているという方で。その方の意見としては、自分の思いとしては間違っていないんでしょうけれども、時間制限や回数を制限しなくちゃいけないときもあるかと思うんですが、そのような回数制限、時間制限の対応は、今後取られる可能性はありますか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

一概には難しいと思います。その内容にもよりますし、相手方にもよるし、こちらの対応の仕方にもよるとは思いますけれども。ただ、同じことの堂々巡りでは、もう先へ進みませんので、そこは、どこかの段階で勇気を持って、もうここまでしかできませんと、これ以上は、何回来られても一緒ですという形で拒絶するしかないと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

職員個人のプライバシーを守るということで質問をいたしました。回答では、基山町には情報公開条例、これは平成13年12月に出されているものなんですけれども。皆さん方、課長で、職員の方には必要以上に個人名、当然、自分の名前は名札を下げているんですけれども、電話番号とかを教えるのは駄目ですというのは、徹底されておるのでしょうか。例えば、役場は日曜日に開いたらあなたからあなたの携帯でも教えろと言われたときに、教えるはいけないと思っているんですが、その辺の対策はされているんですか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

具体的に個人の携帯番号は伝えないようにという指示をこれまで出したかどうかというのは、すみません、私は認識はございませんけれども、そこは、職員のほうで知られたくないと思えば言わないでしょうし。ただ、これも相手によると思います。一緒に協力して業務をしている中であるなら、それは私も自分の携帯番号を教えることがありますし、要は、相手次第かと思えます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

基山町に対して苦情なり要望・要求を言ってこられるということは、私は、よいことだと思っておりますし、いろいろカスタマーハラスメント問題でそういう要求・要望が減ってくるのはいかななものかと思っておりますが、それでも聞いてあげるといふ度量は必要だと思っております。

それから、対応した職員は、相談すれば解決するのかというのでお聞きいたしました。いろいろ自分で悩まれている職員もいるかと思うんですけれども、実際、窓口で時間が長くなっているとか、あるいは、しつこい要求があるというのは、係長なり課長は、ちゃんと目配りされてふだんから対応されておるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

それは、やってくれていると認識をしております。私も見ている感じでは、最初はもちろん担当で対応しているでしょうけれども、少し長引いているときには、仮に係長じゃなくても別の人間、その場におれば、係長、課長が応対、応援に出ていると思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

あと、これは町長にお伺いしたいんですけれども、一番難しいのが正当なクレームとカスタマーハラスメントをどっちだろうということなんですけれども、じゃあ誰が判定するのかということで、これが、例えば職員が勉強不足で発生してはならないと思っております。逆に、正当な要求や情報が窓口で遮断されて、本来ならば課長なり、あるいは副町長、町長へ伝わるべきことが伝わらなかったでは、いかがなものかと思っておりますが、松田町長は、この判断というのは、どこでしたら正しい判断、どこで間違いというレベルは、難しいですけれどもどう思われていますか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

質問自体も難しいのと、あと、結局、本当にどこまで上がってくるかにもよるんです。だから、それが、日頃の風通しみみたいなものがよくないと、町長に上げたらまた面倒になると思う人が仮におったとしたら、何というか、上がってこなくなると思いますので、そうならんように努力して、あと、自分のところに来たら適切な判断をできるように努力することぐらいしか今は言えないかと思えます。

あと、それから、私個人的には、30年間、前職時代から名刺に携帯番号をずっと今も書き続けていますので、今も全然携帯にかけていただいたり、SNSのメッセージをいただく方がたくさんいます。朝6時ぐらいから電話があったりすることもあります。そういうのを私自身は全く、何というか、嫌に思いませんし、むしろいろいろな御意見があってありがたいと思っております。そういう気持ちは、私自身は持っているつもりなので、何かあったら、御不満とかがあればいつでも直接おかけくださいという形にしていますし。今の町長室も、これは、なったときからずっと開けっ放しでございますので、総務課を通らなくて来ら

れる方が、たくさん反対側から来られると、総務課を通らないので全くノーチェックで入ってこられる方もたくさんおられますけれども、全くそういうのは、私はいいと思っているので。ただ、それを職員に求めたりは一切しませんので、そのところは難しいと思いながら、一番行政の難しさを感じている部分かと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それから、このカスタマーハラスメントについて何らかのガイドラインあるいは対応マニュアルがありますかとお聞きいたしました。回答では、厚生労働省のカスタマーハラスメント対策企業マニュアルというので参考にしたいということでした。私も見まして、印刷してきたんですけれども、約50ページほどあって、非常に細かく書かれておりまして、グラフとかこういう事例があるというんですけれども。どちらかという民間企業向けのものなので、基山町に即するわけじゃないという感じがしましたけれども。まだセクハラ、パワハラと違ってカスハラについては、近頃言ってきているものですが、もう町としてもこういうものを参考に基山町に合ったガイドラインなりマニュアルは作成すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今のところ、特段そのマニュアルをつくろうとは思っておりませんが、私もこれを読みましたけれども、昨日から議論の中でお答えしている部分ではありますが、恐らく要は、組織として対応するというのが重要な部分であろうと思いますので、町長もこれまでも対応いただいている部分がございますので、今の体制を継続していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回もそうでしたけれども、定期的にそれぞれの課で困っている事例はないか、課長自身じゃなくて担当を見てそういうのはないかというのは、きちっとやり取りをみんなで今やっていて、いや、この人みたいな話が正直出てくると、その人ならうちも来られますみたいな

話が出てきて、じゃあどういう対応を今後やっていこうかみたいな話合いは、ケース・バイ・ケースで今やっているところがございますので、これからそういうのをきちんと定期的にやっていくことのほうが大事かと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

今、町長とか平野総務課長がおっしゃったように、情報を共有して全庁的に問題点は共有したほうがいいかと思っております。

それから、法の整備について伺いましたけれども、条例はないけれども、基山町不当要求行為等防止対策要綱というのがあります。10ページぐらいのものなんですけれども、これも読みましたけれども、どちらかというと、これは、暴力行為とか威圧的な言動だけに絞ってあるような感じなんですけれども。だから長時間いるのがなぜ悪いと言われれば、ここを何らかの法で縛っていいものかというのはありますけれども。それでもやはりこれだけでは、職員を守るのには不十分だと思っておりますが、この辺りをカスハラに合わせて改正等をする計画はございませんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今おっしゃいましたように、これは平成15年にできているものでして、この当時、多くの自治体でこういった形のものでつくられています。反社会的勢力を、当初、主眼に置いたような要綱でございますけれども。今、現時点では、うちに限らずほかの自治体でも、その対象者を俗にいう反社会的勢力だけではなくて一般住民も対象に見たところでやっているところもございますので、実際に中身を見ていきますと、今言うカスハラに通ずる想定もありますので、当面はこの要綱を運用するという形でできるのではないかと考えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

この要綱の後に不法要求行為等に関する報告書というのが添付されているんですけども、実際これというのは、平野総務課長が出てきたのを経験された、見られたことはありますか。

それとも、そういうことはないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

この要綱がございますけれども、恐らく過去にその報告書という形で上がってきた実績はないと思います。この要綱の中で対策委員会をつくるようになっておりますけれども、実際、そのメンバーが副町長、教育長、課長ということで、今、我々がやっている庁内調整会議のメンバーとほぼ変わらないので、何かしらがあつたときには、そのメンバーで議論をしておりますので、結果的に同じような対策委員会でやっている形かと思います。お尋ねの件については、その報告書自体の実績というのは、恐らくないと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

これでカスハラについては終わりますけれども、職員の皆さんを守るイコール基山町民が役場を信頼するということにつながりますので、ぜひこの辺りは、全課長で考えていただきたい問題だと思っております。

続いて、農業問題についてでございますけれども、農業問題も、私も実際、農業をしたりして関わっているんですが、非常に難しい産業で、じゃあこの農業を産業として保護しろということは、私はもう言えません。じゃあ基山町の役割は何かと考えたとき、これは、農業の主体は農業従事者でありますから、国や県とか大きな組織が今行っていることは、基山町の農業からすると合わない気がするんです。そう考えると、松田町長にお聞きしたいんですけども、基山町は、そんなに国・県の進む方向に基山町の農業を持っていく必要はなくて、基山町独自を進めてそれなりの支援をしていただきたいんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ここで言っているのは、基山町独自の支援に国とか県のお金が、使えるものがあれば使っていきたいということを言っていることでございますので、むしろそれに合わせるというん

じゃなくて、やりたいことに合わせてメニューを選んでいくことができたらいいなと思って
おります。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

私は、年に1回ぐらいは、大体、農業関係の質問もするんですけども、毎回、町長に言
っているのは、日本の食料の安全保障とか、10年後、50年後の日本の農業を考えたときに、
今、私たちがあえて判断をして、例えば造成を進めたり農業を統合化するよりも、農業につ
いていうと、ちょっと踏みとどまって未来に託する若者に、私たちが今ここで議論するのは、
特に若い人もいらっしゃいますけれども60歳を過ぎた人、50歳を過ぎた人ばかりでございま
すけれども、もう少し若い人たちに農業は託せて、その人たちに考えさせる余地を残すべき
じゃないかと私は思っているんですが、町長はいかがでしょう。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

そういう意味で、今回、今までと違うものとしたしましては、もちろん酒米の話も初めて
出てきたかと思えますし、貸し農園であったり、それから、施設園芸の団地化整備によって
新規就農者を確保していく話なんかも、今までには、ここで述べたことはなかったと思いま
すので、こういったもので後世につないでいくことができたらいいなとは思っているところ
でございます。もちろんそれ以外にもいいアイデアがあれば、いろいろ考えていきたいと思
っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

1回目で基山町の農業の生き残り策について伺いましたけれども、回答で基幹作物の生産
維持のために機械の共同利用化等の協議や、地域農業を協力して守っていく農業グループの
育成も必要であると考えておりますということなんですが、ここは、もうなるほどそのとお
りなので、ここは、基山町としては、ぜひ農業従事者に寄り添っていただきたいと思っ
ております。

それから、基山の3共同乾燥調製施設の中で残念ながら長野共同乾燥調製施設はもうなくなりまし、基山共同乾燥調製施設も、大分、地区計画等で減りましたので、私としては、麦を作る人がめっちゃ減ったのを実感しております。そう考えると、基山町でどちらかという一番農業に一生懸命取り組んでいる地域が園部地域、特に1区の園部共同乾燥調製施設のことだと思いますが、今回この鳥栖市との統合については、一貫して反対をされて自分でやっていくという判断をされておりますが、私は、これは、農業を一生懸命にやっていたらやっているほどこの判断は正しいんじゃないかと思っております。じゃあ基山町がどうしろということは、多分ないでしょうし、あくまでも自主性に任せられるんでしょうけれども。

一つの例を取りますと、ちょっと話は違いますが、基山町がなぜ基山町単独で生き残って基山町独自の考えですばらしい町になったかという、私は、あんまり周辺の市・町と大きく合併をしなかったことだと思っておりますし、私は、農業も同じことだと思っておりますので、大型化は、基山町の魅力を半減させて町民を疲弊させるだけだと思っておりますが、いかがお考えですか。それでもやっぱり統合は生き残り策としてやむを得ないのか。共同乾燥調製施設だけで。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

選択肢としては、基山単独で園部と基山が統合する選択肢もあったのかもしれませんが、それぞれの農家の方々、組合の話合いの中で、今、園部が独立、そして基山共同乾燥調製施設が鳥栖と一体化という流れになっておりますので、何というか、それぞれのお気持ちは尊重したいと思っておりますし、単独でやろうとされる園部には、また園部に、単独でやる人に対しての応援をしなければいけないし、鳥栖と一体化を考えられている基山共同乾燥調製施設には、それに沿った形での応援をしていくということが基山町として適切なんじゃないかと今の段階では考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

ありがとうございます。それで、基山町が農業としてまだ生き延びると考えると、私は、農地の所有者には、農業を一生懸命やっていない人には、寄り添う必要はないと思っております。

ます。あくまでも、今、農業を一生懸命やっている方に寄り添った施策・方策をこれから町としては考えていただきたいと思えますし。例えば、大雨のときに災害になったとき、農道、林道、あるいは河川の整備とか、災害のときには、直接農業に補助はできないけれども、それに付随する農道等の修理等は最優先でやっていただきたいと思っております。

それと、基山町の農業の就業年齢を見ますと、一般的、小規模で今農業をやっている方が基山町の農業を支えていると思っておりますので。そうすると、今は60歳でなかなか会社を辞められないんですが。基山町として支援していただきたいのは、以前は、新規就農ということである程度若い方を、年間150万円の支援をしておりましたが、これからの新規就農者というのは、私は60歳の会社勤めの方がある程度、子育てが終わり給与が下がる、そのときに、うちには田んぼがあったということで農業に就業できる、このようなシステムを支援策として考えたらいかがなのかと思っております。要するに、農業を一生懸命やる人だけを支援するという。そうでないと、単に農地を持っているからということは考えないのいいと思えますが。60歳定年を新規就農者として募集をして、そこに何か支援をしたいということは、話としては、町としては近いと思えますか。いかがでしょう。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ポイントは、その60歳の方が自分の親から預かった農地をそこからやり始めますという話なのか、全く農業の未経験者が農地を借りてやるかという話かと思えます。後者であれば、施策としてあり得ると思えますが、前者の場合は、非常にいろいろ考えなきゃいけないことが多いんじゃないかと思えますので。後者であれば、国とか県にも相談して、そういう考え方はないのかということは考えたいと思えますけれども。大体、今、頑張っている人は前者なんです。だから、そこら辺りのところが、結構デリケートな部分が多いと、今、話を聞いた感覚的にはそういう感じかと思えます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

もう時間が来ましたが、基山町の1次産業の比率は、平成3年度で就業比率が2.9%、これは、実は多過ぎると思っておりますけれども、金額では1億8,000万円程度です。

基山町で納税している人の多くは、農業には全く関係ないが、基山町の一部の人が農業や林業をやっていることで美しい田園風景を見て癒やされ、基山で作られた農作物を購入することで基山に住んでよかったと思っているはずですので。基山町は、昔からというか農業ができるまちですから、福岡市とか春日市とかああいうところ、都会ではなかなかできないので、今後ともそこはしっかり守っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で末次 明議員の一般質問を終わります。

ここで13時20分まで休憩します。

～午後0時20分 休憩～

～午後1時20分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、天本 勉議員の一般質問を行います。天本議員。

○6番（天本 勉君）（登壇）

皆さん、こんにちは。

ただいまから一般質問をいたします6番議員の天本 勉でございます。

傍聴席の皆様、本日は、お忙しい中に傍聴に来ていただきまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

質問事項1、令和6年度基山町施政運営方針についてお尋ねします。

令和6年第1回定例町議会において、令和6年度の基山町施政運営方針として4つの柱と主な事業、それに伴う一般会計及び特別会計の概要が示されました。一般会計においては、1つ目の柱「町民参加による国スポ成功とスポーツ、音楽、各種文化活動への積極的な支援」、2つ目の柱「子ども・子育て世代並びにプラチナ世代に明るい笑顔が溢れる取組」、3つ目の柱「すべての世代の生活の質（クオリティーオブライフ）の向上」、4つ目の柱「基山（きざん）・基肆城への理解と関心を高める取組」が掲げられております。この4つの柱の主な実施事業として15項目50事業が示されていますが、特別会計を含め主な事業について具体的な内容をお示してください。

(1)基山町明運動とは何か。

(2)「町民参加による国スポーツ成功とスポーツ、音楽、各種文化活動への積極的な支援」。

ア、大会開催に向けた町民ボランティアの育成。

イ、町内清掃活動等の取組によるおもてなしの心の醸成。

(3)「すべての世代の生活の質（ＱＯＬ）の向上」。

ア、園部団地建て替え手法の検討及び早期着手。

(4)下水道事業会計。

ア、基山町公共下水道事業の現状と今後の課題。

それぞれお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

天本 勉議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、令和6年度基山町施政運営方針について。

(1)基山町明運動とはということなんですけれども、総合計画の策定に関わるアンケート、それから子供の生活実態調査のアンケート、そういったアンケートに加えて、私自身が町民の皆さんから直接、まちが暗いと、街灯を増やしてほしいというのを非常に意見としていただくことが多かったので、そういう本当の意味での照らされる照度の明るさはもちろんですが、それ以外も含めて町民の皆さんの生活や身の回りにおいて安心・安全とか生活の質の向上とか、そういったものが実感できる施策を総称して基山町を明るくする運動、略して基山町明運動という形で、今、少しずつ町民の皆さんに御説明をしているところでございます。

資料としては、ホームページも含めてこういう9つのものとして言っておるところでございます。どういうものがあるかという、9つを少し解説させていただきますと、一つは、当初の皆さんの要望に沿った形での街路灯とか防犯灯の照明装置でまちを明るくすること。特に、基山町に最近入ってこられた方々は、駅前であったりけやき台であったり、それからマックスバリュの近くであったり、非常に暗いということを言われるので、一応その暗いと言われたところは見て回っているんですけれども、中にはそんなに暗くない場所もある感じがしますけれども。

それから、2番目が、今回の一般質問の中でも水田議員からありましたけれども、横断歩

道を含む道路の白線を引き直すことで、白い線で明るくできるんじゃないかと。多目的グラウンドのランニング、それから散歩コースの白線も3月に引き直したので今きれいになっているんですけども、それによってやっぱり気持ちが明るくなるんじゃないかということ。

それから、交通安全施設のカーブミラーであったりポラードであったり、安全策みたいなものを町全体に整備していくこと。

それから、今度は、自分の健康で安心して明るくなれるんじゃないかということで、健診や特定保健指導であったり、健康増進に関わる町民を心身ともに明るくするような話。

それから、5番目には、まさに国スポが、今回、9月から始まって10月末まで行われますので、この国スポでの来町者へのおもてなしの心で来町していただく方も明るくなるし、おもてなしする側も、おもてなしの心を持つことによって明るく出迎えることができるんじゃないかと思っております。

それから、国スポ以外のスポーツ、文化、音楽活動、こういったものは、町民の気持ちを明るくするには、なくてはならない話かなという、そういう形を思っています。

7番目が、子供を育成したり子育て支援であったりそういった話と、それから、逆に、高齢者のプラチナ世代の人たち、そういった方々の心配事をなくすとともに、子供と高齢者の多世代の交流であったり、共につくり上げるという共創、こういったものをするによってまちが明るくなるんじゃないかと思っております。先日、基山かるたのお披露目会をやりましたが、高齢者の方と子供たちが一緒にかるたをやる姿も非常にほほ笑ましかったかと思っているところでございます。

それから、8番目が、基山（きざん）・基肆城をはじめとした、まさに故郷への愛着とか誇りの気持ちを持つということも基山町を明るくするということにならせんかということで、今度またデモンストレーション大会で草スキー大会をやるので、そこに向けて、今、いろんな工夫であったり仕掛けをやっているところでございます。

そして、最後の9番目が、役場を訪問された方が帰りには明るい気持ちになってもらえる接客を心がけること。やっぱり挨拶が一番大事だと思うんですけども、だから私自身もとにかく来客を見つけたら、よく知っている人、親しい人に限らず、おはようございますと言う、そういう気持ちを今持って努力しているつもりなんですけれども。

以上が9なんですけれども、別にこの9に限らず、まだ11、考えればたくさん出てくると思いますので、その辺りは、とにかく町全体が、もしくは町民の皆さんが明るくなることを

やっていく、気持ちがよくなることをと言ったほうがいいかもしれませんが、そういうことを考えているところでございます。

(2)「町民参加による国スポ成功とスポーツ、音楽、各種文化活動への積極的な支援」ということで、ア、大会開催に向けた町民ボランティアの育成ということでございますが、大会開催に向けて、今、129人の方にボランティア登録をいただいているところでございます。町民ボランティアの育成につきましては、事前の町民ボランティア研修会を実施し、理解を深めていただきたいと考えているところでございます。

イ、町内清掃活動の取組によるおもてなしの心の醸成はということで、大会開催に向けて、町民の皆さんや町内団体企業の皆さんに御協力をいただいて、通常ですとクリーンアップK I YAMA、町内一斉清掃活動が、時期がちょっと外れていたんですが、その時期を国スポとかデモンストレーション大会に合わせ、ちょっと前に今年の秋はずらしてやるということ今考えております。9月29日に町内一斉の清掃活動「クリーンアップK I YAMA」、だから通常よりもちょっと早めてやるということを考えています。それから、8月31日に基山の清掃活動のクリーンアップK I YAMAということで、町内一斉の清掃活動で集まっていた十数社の企業の方と基山のボランティアが一緒になって、さらに九電グループがクリーンアップK I YAMAというのをやっていただくんですけれども、それも一緒になって8月31日にやりたいと。これは、いつもよりちょっと早いです。というのは、9月21日に世界大会とかデモンストレーション大会、草スキーがございまして、その前にきれいにしたいという、そんな感じのことでございます。

これらの取組を通して、また、取組自体が機運を盛り上げるようになるんじゃないかと思っております。そして、きれいな基山でおもてなしの心をまた醸成できたらいいなと考えております。

(3)「すべての世代の生活の質（QOL）の向上」ということで、その中で、園部団地の建て替え手法の検討及び早期着手ということでございますが、令和5年度、昨年度に国の補助金を活用して町営住宅園部団地の官民連携手法導入可能性調査を行ったところでございます。これは、どなたかの質問にもお答えしたんですけれども、その結果の説明をまだ私自身が受けていないので、多分来週ぐらいには受けられるんじゃないかと思っていますので、そして、それを基に今後の建て替え手法の検討を行っていきたいと思っています。そして、早急に建て替えの、本当に今、調査した場所の安全性、地盤の調査をやりましたので、その結果もま

だ聞いていませんので、まずそこが駄目ならほかのところを考えなきゃいけないと思っております。そして、スケジュール等を定めて、基本計画を策定して、なるべく早く事業着手できるようにしたいと思っております。

それから、また、基本計画策定後は、現在の園部団地にお住まいの方に対して建て替え地やスケジュールを具体的にお示しし、そこに移ることを希望される方もおられるでしょうし、希望されない方もおられるでしょうし、場合によっては、本桜とか、ほかの町営団地に移るとか、民間の団地に移る場合もそのサポートをさせていただくことを考えておりますので。それから、ずっとなくなる、自分の代はここに住み続けたいとおっしゃる方には、無理やりそこを離れてもらう努力は、それを強いることは考えていないということは、ずっと申し上げておりますので。もちろん自分の子供もお願いしますと言われたらちょっと困りますので、そこは、今おられる方、一代限りということ想定しておりますけれども。

いずれにしても、個別の相談を受けながらお住まいに対する不安がないようにすると、これを払拭するのが一番大事だと思っておりますので、そういったことを考えているところでございます。

(4)下水道事業会計で、ア、基山町公共下水道事業の現状と今後の課題ということでございますが、公共下水道事業の現状は、ポンプ場などの大規模な整備事業を実施していることから、一般会計からの補助金は増加の傾向にあります。また、赤字補填である基準外繰入金は年々増加していることから、財政的にも厳しい状況が続いているところでございます。今後は、人口減少であったり資産の老朽化に加え、物価の高騰などの要因により、これまで以上に厳しさが増していくということ予測しているところでございます。

そのため、住宅開発による接続件数の増加、増やすということ、それから、企業への接続促進であったり、老朽化した暫定処理施設の統廃合等を行い、安定的な企業経営を行うように努力していきたいと考えているところでございます。

以上で1答目とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

それでは、まず、(1)の基山町明運動について質問をさせていただきます。

9つの項目について答弁いただきましたけれども、昨日、水田議員から一般質問がありま

したけれども、街路灯とか防犯灯の照明設置、そして横断歩道を含む道路の白線を引き直し、それと、カーブミラー、ボラードの安全対策施設、これは、国・県とも連携を取りながら整備を進めていただきたいと思います。

まず、町長にお尋ねしますが、3月議会で、令和6年度の施政運営方針で、基山町は4年連続人口が増えて、税収、それと町財政も顕著、スムーズになっておると。それで一定の勢いは感じておるけれども、その中で、町民一人一人の目線で考えると、個別政策について必ずしも十分な満足や明るさを持っていないと言われました。そこで、先ほどの答弁とかぶるかもしれませんが、個別政策で必ずしも十分でない、満足でないというのは、具体的にもう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

3月の発言と微妙に違う感じがしますが、要するに町民の皆さんは、身近なことが一番幸せに感じるという、その部分がなかなか感じられていないということで、そういうためには、やっぱり明るいことであったり、白線であったり、それから交通安全、そういったものをきちんともっとしていかなければいけないということでもありますので、そのためにも、また今度は、町民の方々の御協力で、ここが暗いよとか、ここが消えているよとかいうものを言っていただくことと、あとは、横断歩道は、警察がゴーサインを出さないとどうしても駄目なので、そういう調整に時間がかかったりするし。逆に、うちの予算だけでやれるようなものもありますので、そういうものはなるべく早くやっていくみたいな、まず目に見える結果を出していくことが、町民の皆さんに何か動いているねと、人口が増えているよりもそっちのほうがわくわくするねとっていただけるんじゃないだろうかみたいなことを、そういうニュアンスをお伝えしたかったのが3月でございます。

ちなみに、人口増、危ないところでプラス4人ぐらいだったので、最後、3月だけでマイナスの二十何人かになったんです。だから非常に基山町は、厳しい状況があることは、ぜひこの場を通じてお伝えしたいと思います。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

2問目も町長にお願いしたいんですけども、先ほど9項目、役場を訪問された方が帰りには明るい気持ちになってもらえる職員の接客に心がけていきたいと。私もちょこちょこ役場に来るんですけども、私は、この明るさの点で、ちょっと役場の雰囲気は暗いんじゃないかという感じがします。仕事が、業務が忙しいのは分かります。だけれども、気づいてあるばってんが、おっと下を向いたり、反応がぱっとならんとです。すぐ席を立とうとしなしいし、すみませんと言って上がるような感じ。私は、そこら辺がちょっと暗く感じておりますけれども、町長は、そこら辺の感じは、どう思っておりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

天本議員の場合は、特に町会議員という目で見ている部分も少し差し引いてください。町会議員がプライベートで申請手続に来て、町会議員なんです。だから、逆に言えば、目線とか言葉遣いは、普通の町民、手続に来られた場合は、ぜひそこをまず変えていただかなきゃいけないと私は思うんですが。だから、そういうときに率先しなきゃいけないのは、ここにおける管理職のメンバーだと思いますので、その話は、管理職自らがすぐ挨拶するようにしましょうという話はしているところですけども。だんだんそれが根づいてはきていると思いますので。すみません。急に無理やりルールをつくってみんな挨拶しろみたいな感じになっても、何となく逆にあんまりいい雰囲気にならないかと思いますので、これからみんなともまた話していきながら、少しでもよくなるように努力をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

お願いします。

副町長になられた熊本副町長、そこら辺をどう感じているかお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

熊本副町長。

○副町長（熊本弘樹君）

私も、今、町長が申されたとおりにかと思っています。昨年1年間、2階の国スポの推進

室におりましたけれども、そのときによく気づいたのが、席の位置関係もあると思います。通常の職員は、カウンターに向かって直角というか、カウンター側を向いていませんので、特にディスプレイを見ながら、あと、下の書類を見ながらといったときには、やっぱり気づかない部分があると思います。一方、管理職であったり、窓際でカウンター側を向いている者は、お客様がいらっしゃったときに気づきやすい部分があります。そういったときに、一番最初に気づきやすい管理職とか、そういった気づいた者が一番最初に挨拶をするというか、こんにちはとかおはようございます、何の御用事でしょうかとか言った瞬間にほかの職員も対応していくという形になりますので、そういったところに今後とも心がけるということと。

あと、もう一つは、カウンターで御挨拶するのは、ほぼできているのかと思うんですけれども、例えば、廊下で擦れ違ったときとかにそういった挨拶をして怒られることは当然ありませんので、職員同士でも朝一だったら挨拶しますけれども、それと同じように職員以外の方と擦れ違うときには、少なくとも会釈であったりとか挨拶することでこの庁舎内の雰囲気というのは変わると思いますので。多分その暗いというのは、みんな苦虫を潰したような顔をしているばかりではなくて、そういったところがなかなかできていない部分で暗いと感じられると思うので。そういったところにも少し注意しながら、私も、少し庁舎も回りながら、町長の話じゃないですけども、直接あまり指導し過ぎると、それはそれでいかなものかというところもあると思いますので、自然体としてやっていければと思っています。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

私も奉職しとったときに3係があったら、誰か見えたら、ばっと係が1人は来るとです。いろいろ聞いて、私は担当とか、こうやってその雰囲気をすると、違うかと思いながら、前のことはいいんですけれども。接遇が、常に相手の立場に立って相手のことを大切に思い、その思いに対して具体的な行動、そして表現によってそれを伝えていく。接客業とかサービス業、本当にスタッフに求められる大事なスキルです。先ほど接遇の話がありましたけれども、総務課長、そこら辺の実施している研修先をもう一回よかですか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

毎年、町で行う職員向けの研修がございますけれども、昨年度は接遇の研修を行いまして、その際には、会計年度任用職員の方も、あと、もちろん臨時的任用の方にもお声がけをして受けていただくようにしておりますし、この接遇、毎年メニューを変えながら職員研修をやっていきますので、今年度につきましては、また別のものをやりたいとは思っていますけれども、機を見てこういった、特に窓口業務に役立つ接遇研修というのは、今後も続けていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

本当は、皆さん、職員の方は、ずっと3年周期ぐらいで管理職の方も異動されると思います。例えば、私たちは法令遵守ですけれども、ここにのっとなって業務をします。そして、気の利いた職員といったらいかんけれども、本当に有能な職員は、相談にあったとき、法律がこうなるとるから駄目ですというのは言わないんです。法律がこうこうだから、これをクリアしたらできますと、そういう接遇の仕方をするんです。だから、皆さん、各課、異動されると思いますけれども、そこら辺も大切に、職員の方にもそういう接遇をお願いしたいと思います。特に転入者の方が初めて来庁されるときに、この基山町がよいまちかどうか、転入してきていいなというのは、一番初めのイメージで決まると思うんです。基山町が立派な対応してくれた。そういった意味で、笑顔の対応とか接遇が大事だと思っております。

そこで、例えば、転入されるときにいろいろありますよね。子育て支援以外にも転入手続からごみ出し、子供の会計、保育園、学校もありますけれども、そういう各種窓口を一覧表にした、ぱっと、こういうペーパーとか、そういうのはつくってありますでしょうか。お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

転入手続をされた場合、各相談窓口の一覧表というのは、お渡しはしておりませんが、転入に際して必要な諸手続きがございます。その関係するガイドメッセージ等をお渡しして、転入手続でそのガイドメッセージが出ますので、それを渡ししているところでございます。関係する手続きがある場合、各担当に窓口に来てもらって手続きをしてもらっている状況で

ございます。あと、また、ごみの出し方につきましても、転入された方に対しましてごみのカレンダーというのがございますので、お渡しして、紙面に書いてある簡単な説明は、住民課で行っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

(1)は終わりますけれども、本当に私たちも研修に行ったときに、やっぱり他の自治体の職員が、おはようございますとか、朝、庁舎に入ったときは挨拶してくるんです。基山町も本当に笑顔で皆さん、基山町に来てよかった、相談に行ってよかったと町長が言われるように、そういう体制を構築していただければと思います。

それで、次に、(2)の町民参加による国スポの成功とスポーツ、音楽、各種文化活動への積極的支援、大会開催に向けて町民ボランティアの育成ですけれども、これが、129名のボランティアがあったということでもよかったと思っております。先ほども、私たちが昨年11月に鹿沼市に行きました。そのときの中では、市内の環境整備については、国・県道路とか市道とかの整備、それとWi-Fiの設置や照明、屋内整備とかトイレの洋式化、それと、ボランティアとか職員の方がされております。それと、食事については、弁当調製施設といって公募して、そして、市内の業者が2業者、市外から2業者で、各県に事前に弁当の予約を取って、聞いて、バレーボールが1,300食、卓球が2,500食、そして、弁当箱は、環境配慮型の紙パックを使用してロスを減らすことができたということでした。

昨日の水田議員とか栗野議員が聞かれておりますので、1点だけ教育長にお尋ねします。

栃木県の鹿沼市は、花壇をするのに、小学校に苗の育苗、それで、中学校がその花壇に植付けをしたということで、私は小中学校の児童・生徒が、いかにこの国スポに関わっていい思い出づくりになる大会にしていくことが重要であると思っておりますけれども、その辺りはどう考えてあるのでしょうか。もう一回、お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

国スポ、全障スポ関係での学校での取組というところについても、やはりこの大会を盛り上げる上でも非常に大切じゃないかと思っております。一つは、参加、観戦というところで、

昨日も申し上げましたけれども、小学校の5・6年生、そして中学校3年生をバスで送迎して、10月7日に大会を見せて、一流の選手たちのプレーを見せて感動を与えたいと思っています。

また、来られる方へのおもてなしということで先ほど開催県の御紹介をされましたけれども、本町においては、中学生については、A3サイズの応援フラッグの作成ということで、47都道府県、それぞれ3枚ずつということで、1人1枚ずつつくって各県の方々のおもてなしをしようと思っていますし、小学生についても、A4サイズの応援ステッカーを、それも47都道府県の3枚ずつということで、それぞれ1枚ずつ作成して各県の方々に喜んでいただけるようにおもてなしの心でお迎えしたいと思っています。

また、練習会場等にもなっておりますので、学校の環境整備についても、ここの会場だけの応援フラッグだけじゃなくて、せっかく大会に来られますので、そのほかの子供たちについては、先ほどのお花のお話もありましたけれども、各学校独自で、おもてなしの気持ちで、心で練習してもらえるように取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

よろしく願いしておきます。

次に、イの町内清掃活動等の取組、おもてなしの心の醸成ですけれども、先ほどの答弁で8月31日に基山の清掃活動、それと、9月29日に町内一斉の清掃、クリーンアップKIYAMAを開催するという事です。本当に機運を盛り上げていただけてきれいなまちに来ていただきたいと思います。

そこで、私が秋の花を考えたときに、先ほどの花の苗じゃないですけれども、休耕田を活用してコスモスか何かをまかれんとやろうかと自分で勝手に思っておりましたけれども、私もそこら辺の自分の田んぼがございますので、見映えのいいように草刈りに十分励みたいと思っています。

それで、次に、3番目の「すべての世代の生活の質（QOL）の向上」に入りたいと思います。

園部団地建替手法の検討及び早期着手です。園部団地は、平成27年から新規の入居の募集を行っておられません。入居者の状況が令和2年4月時点で52世帯、令和4年7月で42世帯、

それと、この前の厚生産業委員会の所管事務調査報告で、令和6年3月末現在で33世帯と言われましたけれども、これは、19世帯が減っておりますけれども、今の入居状況は、33世帯から変わりはないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

令和6年5月末現在も33世帯で、3月に報告したときと変わりはありません。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

園部団地の入居者の方の合意形成を図るために、令和2年8月に説明会ですか、そして9月に戸別訪問と意向調査、アンケート調査をされておるといふことで文書を見ましたけれども、そして、平成3年11月から2回目の戸別訪問を実施されておりますけれども、その入居者の意向です。いろいろ出たくないとかがありますけれども、その状況はどんなふうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

直近では、令和6年2月にも戸別訪問による聞き取り調査、それとアンケート調査を行っております。33世帯中25世帯の方から御回答をいただいております。その25世帯の中では、移転先は新しい住宅がいいと言われる方が12世帯、あと、考えていない、もう移転したくないとか決めていないと言われる方が7世帯です。それと、あと、その他町内の町営や県営住宅が4世帯、それと、あと、民間の賃貸住宅が2世帯という回答をいただいております。それと、あと、移転に対する不安にはどういったものがありますかというのをお尋ねしておりますが、一番多かったのが、移転後、建て替え後の家賃がどのぐらいになるか、家賃の不安というのが一番多くて10人、その次が引っ越しの費用とか、あと、引っ越しに当たっての荷造りができるかとか、引っ越し関係の不安が7人いらっしゃいました。あとは、近所付き合いが減ってしまうんじゃないかというのが4人です。そういった形でした。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

もう一回確認ですけれども、その中で33分の25、引っ越したくない人が何人やったかお願いしてよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

その中では7人の方です。前は10人いらっしゃいましたが、決して数が減ったのではなく、回答いただけなかった方の中にも引っ越したくないという方がいらっしゃると思いますので、引っ越したくないと言われている方の数は、変わりはないと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

次に進みます。

令和5年度の当初予算の議案資料、町営住宅建て替え事業の園部団地建て替えの計画概要が示されております。まず、令和5年度に実施された建て替え候補地の地盤調査についてお尋ねしますが、地耐力を含めて法令関係の位置づけはどうなっているかお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

地耐力の法令の基準でございますが、地耐力というのが、建築基準法の施行例では、地盤の許容応力度という形で示されております。建築基準法施行令の93条では、「地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない」となっておりますので、昨年度、令和5年度に地盤調査を行いまして、その地盤の許容応力度の確認をしております。基礎や地盤の仕様に関しましては、建築基準法施行令第38条と、当時、建設省の告示で示されておりました、地盤の許容応力度でN値というのがございますが、それが20未満の場合は基礎ぐい、20以上30未満の場合は基礎ぐいかべた基礎、30以上の場合は基礎ぐい、べた基礎、布基礎となっております。

ります。こちらは、数字が高いほうが地盤が固い強固なものとなっております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

あわせて、令和5年度の当初予算で地盤調査が729万円組まれて、候補地です、これは、神の浦ため池跡地2635、今、10区公民館もできていますから、これよりまだ下がると思いますが、地盤調査をされたと思うんですけども、その結果は、先ほど町長はまだ報告がないと。答えられますか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

建て替え候補地の第1優先候補地である神の浦の候補地において、昨年度、建て替え候補地地盤調査を行っております。こちらは、調査ボーリングを5か所、標準貫入試験と、あと粒度調査を行っております。その結果としましては、こちらの神の浦の候補地というのが、ため池を埋め立てた場所になりますので、埋立てを行った部分、上から砂をかぶせた部分につきましては、砂が多く地盤としては緩いという結果となっております。特に地下水が中に走っておりまして、ちょうど地下水あたりや地下水のちょっと下の部分につきましては、液状化の発生が予想されることや、軟弱地盤であるため中間支持層としては適切でないという結果にはなっておりますが、地表から10メートルより深い部分につきましては、支持層の目安となるN値が50以上の評価を得ておりますので、深い部分につきましては、問題ないという結果となっております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

私は、あそこはため池だからN値は大丈夫ですかということで前に一回聞いたことがあるんです。そのときに前の副町長は、改良ですか、コンクリートを入れてしとるから大丈夫です。だけれども、先ほどの真ん中ですよ。一番下のほうは、N値まで到達すればいいけれども、そこの改良したところは。まだ町長に報告されていないということで、調査を受けて、これは、基本方針では、計画で園部団地は20戸になっていましたよね。20戸でしたら、例え

ば平屋なのか、2階か3階なのか。上階になるとエレベーターも整備基準で設置するようになっていきますよね。大体そこら辺の構想を言われますか。ここで答えられます。できます。お願いします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

具体的な構想というのは、それこそ内部で上長に報告する前のたたき台の案をつくっているところですので、ここで具体的に何階建てというのは、まだお伝えはできないんですけども。20戸が入る神の浦のため池の候補地の部分になりますが、そんなに面積も広いところではございませんので、全部配置をさせて駐車場を確保するというのが、平屋では難しいかとは感じております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

いろいろあろうから地盤調査はこのぐらいにしておきます。令和5年度は、PFI導入可能性検討、それと建て替え基本計画の策定ということになっていまして。この基本計画の策定については、令和5年度当初予算は何もなかったんですが、これは自前で策定されるのかどうか。その辺りをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

基本計画につきましては、自前で策定するつもりであります。もう一つおっしゃられましたPFIの導入可能性調査の結果、こちらもちよっと遅れておりまして、まだ正式な形で、町長にこういう形でやりたいですという報告までができておりません。その調査の結果を受けて建て替えの方針等が決まりましたら、基本計画の策定にすぐ取りかかっていたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

これは、官民連携手法導入可能性調査については、まだ詳しく聞こうと思っておったんですけども、そこら辺は、まだ町長まで報告されていないということで省きます。建設のPFI導入可能性検討で、そのPFIにもBT方式とかBOTとかBTO方式とかいろいろ3つぐらい方式があると思いますけれども、そこら辺の検討も含めて、それと社会資本整備総合交付金、その検討も進められていると思うんですけども、そこら辺の検討をして、誰かその状況は分かります。社会資本整備総合交付金の状況とかをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

まず、社会資本整備総合交付金、国の補助金の状況ですが、PFIで建て替えを行った場合は、重点項目に位置づけられておりますので、ここ数年の状況を県に確認しましたところ、満額、建て替えでは45%の補助となっておりますが、45%丸々補助がついたという状況がございます。

それと、あと、PFIの中で建て替えの方式が幾つか種類がございます。維持管理だけをする分とか、建てて維持管理と、あと、もう全ての入居とかの管理までされるというやり方もございますが、今回、町営住宅の建て替えになりますので、全てをお任せするというのは、あまりそぐわないのではないかと担当としては考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

いただいた基本方針、その中に最後の方針で、本町では、地域優良賃貸住宅アモーレ・グランデ基山の建設時に採用したPFI方式を基軸に検討するということがされております。先ほど課長も答弁されましたけれども、この公営住宅法の第1条の趣旨をちょっと読みます。「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ということで大前提がうたわれております。こういうことを考えて条例の基山町の入居資格、障害の方が高いんですけども、基本的には15万8,000円未満が入居ですよ。こうした場合、このアモーレ・グランデは、それで大丈夫だろうかと思っているんですけども。大体その辺りは、担当課長としてどう感じてありま

す。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

アモーレ・グランデの場合は、土地は基山町の土地になりますが、建設と、あと維持管理、それと入居・退去の手続まで全て事業者にしていただいております。今回の町営住宅につきましても、議員おっしゃられたとおり、入居の資格の審査等が通常地域優良賃貸住宅よりも複雑な事情等があるかと思っておりますので、現時点では、担当としましては、入居や退去の手続は、町で行うのがいいのではないかと考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

この法の趣旨からいうと、低所得者だからばっと回収するのは、1年間は難しいかと、なかなか上がらないのかと感じます。

それと、実施計画を見ますと、今年の当初予算は252万9,000円、入居者移転補助金89万5,000円、それと移転先の家賃補助金163万4,000円、合わせて252万9,000円ですよね。そして、令和6年度はこの金額を上げて、令和7、8年度の実施計画は、概算不確定で計上されていない。私は、概算でもいいから上げてしておくべきじゃなかった、それが実施計画だと思うんですけれども、どんなふうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

実施計画の令和7年度、8年度が、議員おっしゃられるとおり概算不確定とお示ししております。こちら説明のところには、施設規模等が不確定であるため事業費については不確定としていると記載はしておりますが、施設規模が不確定というのもございますし、整備の手法が今までどおり補助金を申請して年度単位で町が全部するやり方と、あと、PFIで整備をするやり方で事業費も変わってきますので、今年度中に整備の手法を決めた時点で概算額もお示しできると感じております。ですので、こちらの実施計画を、今お示ししている令和6年3月の分では、不確定とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

そこら辺の不確定要素がありますから、PFI導入もしっかり、それと建て替えの事業も検討されて進めていただきたいと思います。いろいろお住まいの方に対して建て替えのスケジュールとかそういうのを具体的に示して、個別相談に応じながら入居者の不安を払拭していただきたいと思います。早期建設を目指していただきたいと思います。

次に、下水道に入ります。基山町公共下水道事業の現状と今後の課題です。

基山公共下水道の都市計画の決定です。当初決定から変遷も含めて、ポイントだけで結構ですので、その都市計画の変更の変遷はどうなっているかお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

まず、下水道事業自体は、平成7年度に全体計画の作成を行っております。その後、検討を重ねまして、平成11年度に554ヘクタールで計画決定を行っております。その後、鳥栖市との換地を行い、平成29年度、556.5ヘクタールへと、また計画の変更を行っております。それから令和3年度、直近でございますけれども、一部浄化槽区域に変更を行いまして現在の491.3ヘクタールへと計画の変更を行っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

平成19年4月1日に料金の値上げを実施したということで、幾ら値上げして、そのときの事業収益がどのくらいあったか分かりますか。

○議長（重松一徳君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

平成19年、第2期から変更がっております。その背景といたしましては、汚水処理の経費回収率、これが非常に低かったと。平成15年が72%、平成16年が66.5%、平成17年が81%と、国のいう85%に遠かったということで値上げを行っております。ただ、料金の内訳表も

変えておりますので、改定率については、全体で7.5%の増となることで計算が行われております。当時、1億3,000万円ほど収入がございましたので、約1,000万円前後の増額となっているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

7.5%、1,000万円の増ですね。分かりました。それで、これは、私は、5月の全員協議会でも言いましたけれども、都市計画審議会の委員もさせていただいておまして、本当に流域下水道が、宝満川上流流域下水道から宝満川流域下水道に変わって、終末処理場も宝満浄化センターになった。このことによって建設費が65億2,700万円から27億6,100万円になって、マイナス37億6,600万円の減です。ポンプ場建設とか管渠に伴うその負担金、それが35億8,700万円から19億円になった。マイナス16億8,700万円。それと、先ほど言いました全区域、浄化槽区域を62.2ヘクタール、これで下水道区域と浄化槽区域を分けたから、それでおおむね20億円の費用軽減につながった。合わせて約75億5,000万円、この事業費が下がったことは、本当に基山町下水道事業についてはよかったと思っております。そういうことで、今後、いろいろ指標分析で令和8年度から実質利益が赤字になってきておりますけれども、指標分析は今後どうなると考えているか、お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

経営戦略上での実質利益の注意書きで御覧になられたかと思えます。こちらについては、基準外の繰入金を除いたところでの赤字というところに入っております。今回、令和8年度から起債の償還が本格的に始まる部分がございます。先ほど言われたポンプ場であったり管渠だったりという部分がここに該当するかと思えますので、その分の経費が増額をしていくということになります。

ただ、何もしなければこのシミュレーションどおりになってしまいますので、本町といたしましては、先ほど町長も申し上げましたけれども、経営安定化を図るために企業等への収入の増、それから経費の削減について再度検討を行っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

最後の質問にします。

今日、代表監査委員の太田監査委員がお見えになっております。令和5年度の下水道決算で、そのときに、基山町に所在する大規模工場は、合併浄化槽が設置されている状況であると。各工場に対して水洗の接続依頼を積極的に行うことにより、さらなる使用料収入の増減を図りたいということをおっしゃられて。もう一度、そこも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（重松一徳君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

今の計画におきまして非8,000立米、うち3,000立米が工場の枠ということで取っております。こちらについては、非常に大きな収入源の一つとなっていることから、私どもといたしましても、個別に企業を訪問させていただいて意向の調査をしているところでございます。言われるように、ほとんどの企業について興味を示していらっしゃるかもしれませんが、浄化槽を設置した時期等がございまして。うちについてもそちらは十分検討させていただいて、早期につなぐことのメリットを引き続きお示ししながら、早期に下水道の収入の増について取組を行っていきたく思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

健全な下水道事業会計の運営を願ひまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で天本 勉議員の一般質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩します。

～午後2時17分 休憩～

～午後2時30分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、中牟田文明議員の一般質問を行います。中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）（登壇）

皆さん、こんにちは。

3番議員の中牟田文明でございます。

傍聴席の皆様におかれましては、休日のお忙しい中、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

初めての質問から1年がたちました。まだまだ未熟ではございますが、最後までよろしくお願いたします。

では、通告書に従いまして1つ目の質問をいたします。

まずは、高齢者の孤独死への対策についてでございます。

警視庁の調査によりますと、1月から3月までに自宅で死亡した一人暮らしの人が全国で2万1,716人、うち1万7,034人、8割近くの人が65歳以上の高齢者が占めているということになっております。佐賀県においても自宅で死亡した一人暮らしの人が90人、うち73人が自宅で死亡したひとり暮らしの高齢者となっております。本町においてもひとり暮らしの高齢者が増加することが予想されております。国が進めております地域包括ケアシステムでは、住み慣れた地域で自分らしく暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制の構築を推進していますが、ひとり暮らしの高齢者が増える中で最期の看取りをどうするか、非常に難しい問題だと考えております。ある会議の中で、医療機関の関係者ですけれども、施設に入って、それから医療機会の流れをつくることを進言しておりました。しかし、訪問看護関係者のほうでは、地域包括ケアシステムのところを考えると最期まで自分の自宅での看取り、孤独死でも早期で発見できる体制を構築すべきだということで意見が分かれたところでございます。結果的に結論は出ませんでした。その中で、今回、訪問看護関係者の意見に近い、自宅で生活している高齢者の孤独死対策について質問いたします。

(1)高齢者数、ひとり暮らしの高齢者世帯数及び自宅で生活している高齢者数、施設以外の方です、それと、ひとり暮らしの高齢者世帯数をお示してください。

(2)基山町における高齢者の孤独死の現状をお示してください。

(3)高齢者の孤独死が起こる原因をお示してください。

(4)現状の高齢者の孤独死対策をお示してください。

(5)新たに孤独死対策があればお示してください。

2つ目の質問です。

防犯カメラの設置についてでございます。

防犯カメラの設置を始めたのは、平成27年から9年目を迎えると思います。防犯カメラは、犯罪の予防及び事件の解決に効果があると考えています。今では、町民の安全・安心な生活のためには、欠かすことができないツールとなっております。しかし、他市町村では、起動していないもの、故障し放置されたものなど機能していない防犯カメラもあると聞いております。

そこで、基山町の防犯カメラの現状と今後の方針について質問いたします。昨日の水田議員とかぶる点も多くありますけれども、よろしく願いいたします。

(1)防犯カメラの設置状況をお示してください。

(2)犯罪抑止等への活用状況をお示してください。

(3)機器の維持管理状況をお示してください。

(4)新たに防犯カメラの設置予定はあるか、お示してください。

以上、1回目の質問です。よろしく御回答をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

中牟田文明議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、高齢者の孤独死への対策について。

(1)高齢者数、独り暮らしの高齢者世帯数及び自宅で生活している高齢者数、独り暮らしの高齢者世帯数を示すということでございますが、令和6年4月末現在、住民基本台帳による高齢者数は5,724人、そして、そのうち独り暮らしの高齢者世帯数が1,029世帯でございます。今申した数字から施設等を除いた自宅で生活されている高齢者数は5,355人で、自宅で生活している独り暮らしの高齢者世帯数は825世帯でございます。

(2)基山町における高齢者の孤独死の現状を示せということでございますが、令和5年度、1年間で孤独死の可能性があるとされる高齢者の死亡として把握している件数は6件でございます。

(3)高齢者の孤独死が起こる原因を示せということでございますが、高齢者の孤独死は、様々な要因が絡み合っていると思われませんが、まずは家族や地域、そして社会における人とのつながりの希薄化、それから、実際の生活状況が分かりにくく、体調の急変等の異変に対応できないことが大きな原因となっているのではと考えております。

(4)現在の高齢者の孤独死対策を示せということでございますが、まずは緊急通報システム、そして配食サービス等の福祉サービスによる安否確認、それから独り暮らしの世帯を中心とした訪問活動、それから民生委員児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会との連携、見守りネットワーク事業連携協定による見守る支援、日頃から家族や友人と連絡を取ることや地域との関わりを持つことの大切さを伝えていく活動、居場所づくりとしての通いの場等の充実等々、様々な対策により孤独死を防ぐ、もしくは早期に発見するという取り組みに取組んでいるところでございます。

(5)新たに孤独死対策があれば示せということでございますが、先ほど緊急通報システムの話をしました。新たな対策といたしましては、緊急通報システムは固定電話がベースになっておりますので、固定電話を持たない高齢者が今増えてきているということがありますので、電話回線を使用しない緊急通報システム事業の導入を検討中であります。

また、新たに独り暮らしになった方への訪問に取り組んでおります。いわゆるプラチナ社会政策室で独り暮らしの世帯をずっと訪問していたんですが、もう半年、1年すれば、また新しい独り暮らしの家がどんどん出てきていますので、そういうところを見落とさず、すかさず訪問してウォッチしていくことが大事だと考えているところでございます。

2、防犯カメラの設置について。

(1)防犯カメラの設置状況について示せということでございますが、箇所数、それから台数です。防犯カメラにつきましては、令和6年5月末現在で町内61か所に123台を設置しております。

次に、(2)犯罪防止等への利用状況について示せということでございますが、このあたりは、昨日の答弁と一緒にございますけれども、警察から令和2年度に13件、令和3年度に12件、令和4年度に10件、令和5年度に23件、令和6年度5月31日現在で5件、今言った件数の防犯カメラの画像提供依頼が警察からあっております。それは事件捜査のためということでございますので、それに協力しているところでございます。

(3)機器の維持管理状況を示せということでございますが、防犯カメラの保守点検業務を委

託し、カメラ、ケーブル、録画装置などの点検を年1回行っております。点検の結果によっては、部品の交換などを行い、維持管理に努めているところでございます。

(4)新たに防犯カメラの設置予定があるかを示せということでございます。現在、ほぼ防犯カメラが必要と思われる場所への設置が終わっていると思いますが、今後、また各区からの要望であったり、開発等によって地域の状況がまた一変しておりますので、そういった観点から、防犯上、設置の必要性があれば、新たにまた設置を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上で1答目としたいと思います。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

それでは、2回目の質問に移りたいと思います。

(1)でございます。昨年も高齢者数と独り暮らしの高齢者世帯数をお聞きしておりました。昨年は、自宅で生活している独り暮らしの高齢者世帯数は聞いておりませんでしたけれども、ここで確認です。昨年は、3月末で高齢者が5,670人、独り暮らしの高齢者が914世帯でございました。今年が4月末で高齢者数が5,724人で54人の増加、独り暮らしの高齢者世帯数が1,029世帯で115人の増加となっておりますが、独り暮らしの高齢者が、倍以上、人数が増えているということですが、これは間違いないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

数字の上では、今おっしゃられました数字で間違いがございませんが、あくまでも住民基本台帳での把握になりますので、正確に完全にお独り暮らしかという意味では、世帯分離をされていらっしゃる方もございますので、今の質問に関しては、そのまま受け取ってもらっていいと思っています。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

住民基本台帳から持ってきているというところなんですけれども、それも一つのデータの

基礎ですので、そうなってくると、今後もこの状況、独り暮らしの高齢者世帯が高齢者数より多く増えていく、今後、これは続くと思われませんか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

老人福祉計画を立てるときに確認したんですけれども、現時点では、高齢者世帯数が多くなっております。つまりその高齢者世帯数というのは、お2人とか、もしくは3人なんでしょうけれども、そちらの方が亡くなられたり、もしくは施設に入られたりということが、今後、数年間続いていくことから、独り暮らしというのは、必然的に増えてくると受け止めております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

実は、この数字を見てちょっとびっくりしました。松田室長は、独り暮らしの高齢者、この状況がある程度続くんじゃないかということをご予想されていますけれども、町長はどうですか。こういうデータのなところ、非常に計算されていますけれども、意見を……

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

前々からずっと主張していますとおり、高齢化率はもう上がらない。今が33ぐらいまでいっていますが、いっても35で、あとは、それからは、65歳以上は下がっていくと、そう思っております。逆に、独り暮らしの高齢者世帯数は、恐らく2,000世帯ぐらいまでいくんじゃないかと私は前々からずっと言っていますので、そういう意味でいうと、これは、当然の結果だと今思っております。また、この傾向でずっと、何というか、増えていく。なぜならば、新たに65歳になる人の人数は、そんなに多くなくて、65歳以上で亡くなる人が当然いるので、差引きすればそこはあまり増えない。ところが、独り暮らしで暮らしている人が増えていくというのは、当然のことだと思います。ただし、これも15年間で終わってしまいます。15年たつと、独り暮らしの高齢者の数も減っていくということになると思いますので、これから15年間でまさに基山町の正念場と考えております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

分かりました。今後、さらに独り暮らしの高齢者施策が重要になってくるだろうと思っております。

(2)に移ります。(2)では、高齢者の孤独死の現状をお聞きしております。令和5年度で把握している件数が6件ということでございます。これは、把握していない部分もあるということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

おっしゃられますように、こちらに亡くなられた情報というのが直接的に、死因であったりとかそういったところが入ってくるわけではございませんので、こちらが把握できている数と認識しております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そうしたら、この6件という人数ですけれども、どのようなところから情報を仕入れたということになりますか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

こちらに関しましては、住民課に事前に死亡診断書が出られたところで孤独死が疑われるケースについての情報共有の依頼を行いまして、内部での把握をさせていただいているところです。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

ありがとうございます。この6件の方について、プラチナ社会政策室として関わりは持た

れておりましたか。また、関係機関、民生委員、地域包括支援センターなどの関わりはありましたか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

端的に言いますと、全く存じ上げていないという方もございました。まだお仕事をされてあつたりする方で、今日お仕事に来られないからという連絡を受けて把握された方もいらっしゃると思いますので、全てが在宅でずっと過ごされているということではないようでした。また、介護保険などを受けられている方、あと、がんの末期の方であつたりとか、それぞれの状況はありますけれども、日頃から密に連絡を取っていたかと言われると、そうでもない方もいらっしゃいました。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

なかなか難しいところですが。この6名の方なんですけれども、大体でよろしゅうございます、年齢的には大体何歳ぐらいの方がおられたんですか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

年齢は、70歳になられた方から80代後半ぐらいまでの方にわたってありました。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

(4)で回答をいただいておりますけれども、様々な孤独死対策を行っているところでございますが、この6件の中で早期発見などの施策の効果が幾つか羅列されておりますけれども、この中で効果があつたものはありますか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

すみません。この6件の方に対してということでしょうか。この方々については、今、対策で取っている中のがスムーズに反映されたという形ではないのかと思っておりますので、町としましては、そういった方を少しでも減らしていくとか、あとは、早期発見するということで行っていることはございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

分かりました。それでは、実際、この6件の方の事例、そういうところは分かっておりますので、何かそういうのを見つける、改善できる点はなかったか。関係者、関係機関もあると思いますけれども、意見交換なり協議などはされましたか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

おっしゃられるように、やはり亡くなられた方から学ばせていただくという形で、何かもっと事前に策を取ることができなかったかという意味では、もちろん室内での協議をしまし、あと、包括支援センターなども関係がある方については取ったんですけれども、全く連絡が取られていない方については、それこそその事例をどう共有していくかというところが難しいので、できる方については、もっと早くというところは確認しましたが、予測のつかない死因の方もいらっしゃいましたので、なかなかその辺りの難しさは感じているところです。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

ありがとうございます。なかなか対象も絞りづらいし難しいところもあるかと思えますけれども、そういう事例がありましたら、関係機関とも協議しながら今の制度自体をできるだけいい方向に改善できる協議は続けてもらいたいと思います。

次に移ります。

(3)で、ここでは、孤独死が起こる原因をお聞きしております。御回答のとおり、経済的な問題など様々な要因が絡み合っていると思われます。その中で、地域、社会とのつながりの

希薄さにより生活状況が分かりにくく、体調の急変・異状に対応できないという回答でございます。

孤独死が起こる原因の様々な要因の中に、一つは、大きいもので健康があります。孤独死される方の中には、特に持病を持った方が多いということで聞いております。自分の健康状態も把握できていない方もおられるかと思えます。

そこで健康増進課にお聞きします。75歳以上、後期高齢者、今の特定健診受診率は何%でしょうか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

後期高齢者、医療広域連合からいただいたデータになりますけれども、まず令和4年度が38.83%、令和5年度が39.79%で、前年度よりも0.96ポイントは上昇しているところです。

以上です。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

先日、健康増進計画の説明を受けたところでございます。後期高齢者の受診率の数値目標はありませんでした。これは、どうしていないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

分かりますか。質問を変えてください。中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そうしたら、数値目標は多分なかったというところでございますけれども、これは、多分、国民健康保険は、国が受診率、これを示しております。後期高齢者、これは、数値目標を示しておりません。

しかし、健康増進課については、町民全体、高齢者も後期高齢者も国民健康保険も関係ないので町民の健康を守っていくのが健康増進課の務めだと思いますので、独自でもいいので目標をつくってもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

独自でも目標を立てていきたいと思います。今のところ高齢者の方は、病気をお持ちで病院にかかっているからといって健診を受けなくていいと思っている方が多いかと思ひまして、病院にかかっている方も年に1度は健診を受けましょうと勧めていまして、病院にかかっている方は、個別健診を案内しています。また、受診されていない方へは、未受診者訪問も行って受診勧奨を行っていきまして、そういう未受診者の方にもアプローチしていますので、そこら辺ももっと積極的に勧奨に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

ありがとうございます。数値目標を町独自でも考えていきたいということで御回答を受けております。後期高齢者ですけれども、数値目標をつくるに当たり、入院している方、また施設におられる方、目標をつくるのもちょっと難しいとは思いますが、町独自でもそういう目標をつくっているということは、町が高齢者の健康にも力を入れているんだというところが見て取れるんじゃないかと思ひまして御提案申し上げたところでございます。

それと、健康増進課長は、鳥栖の介護保険課におられました。介護と保険の一体的事業は御存じかと思ひます。これから増える高齢者の健康需要の強化のために4月から健康増進課長になられたかと私は思っております。先ほども申し上げましたが、孤独死の方は、持病を持たれる方が多いと思ひます。自分の健康状態が把握できていない方もおられますので、ぜひとも国民健康保険の方の保健指導だけでなく、後期高齢者についても特定健診の向上、また、特定保健指導についても、できるなら目標を立てていただいて活動してもらいたいと思ひます。

次に移ります。ちょっと早いようですけれども。

(4)の現状の高齢者の孤独死対策についてお尋ねしております。(4)ですけれども、人や社会のつながりをつくり孤独死を防ぐ早期発見のための対策を町は数多く実施しております。ここでは、プラチナ社会政策室が行っている対策を挙げられましたけれども、そのほかにもまちづくり課が行っているスポーツの活性化、また、住民課が行っておりますシニアカーへの補助、健康増進課の特定健診も広く言えば孤独死対策につながるのではないかと思っております。

ます。現状でも難しい孤独死の早期発見等の防止の対策ですけれども、今の時点でも多方面からの孤独死を行っておりますけれども、先ほど松田室長よりありましたように、なかなか手の届かないところもあるかと思えます。

そこでお聞きしたいんですけれども、これらの対策の中で実際に孤独死を未然に防いだ、または、孤独死を早期に発見できた事例がありましたら、ある事例をお示してください。お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

福祉サービスを御利用の中で緊急通報システムというのが、火災とか急病が起こっても自ら119番通報ができない方に通報装置を使って連絡を取るものなんですけれども、令和4年度に6件、令和5年度に8件、御本人からの連絡を受けて救急搬送する対応を行っております。内容は、脳とか心臓とか内科的疾患での場合と、転倒や転落による外科的な状況での要請でした。

また、配食サービスですけれども、こちらについては、単に栄養バランスの取れたお弁当を届けするだけではなくて、安否確認等、健康状態の異常の早期発見や孤独感の解消も目的に置いて事業を行っております。

その中で、救急搬送により大事に至らずに済んだケースとして、令和5年度に1件、配食時に御本人が体調の訴えをされたことで対応しております。今年度に入っては、つい先週なんですけれども、この方は、お昼と夕食の2食を利用されているおひとり暮らしの方なんですけれども、前日の夕食には普通に受け取られたんですけれども、翌日のお昼のお届けに対応されないということで、室内で倒れてあるのが分かって、救急搬送されて、今は医療機関で治療を受けられております。結果的に、残念ながら孤独死は未然に防げなかったんですけれども、何度もお弁当をお届けしても対応されずに、離れていらっしゃる家族に連絡を取って対応していただいたところ、既にお亡くなりになっていたという例を、過去に数件、経験しております。この方も配食を利用されていなければさらに発見が遅れていたケースだったとのことで、早期の発見にはつながっていたと感じております。

さらに、未然にという意味では、民生委員児童委員ほか関係機関から、ちょっとあの方、気になるのよとか、あと、さらに通いの場の参加者から、誰とかさんが最近来られなくなっ

たという連絡を受けた場合には、生活支援コーディネーターなどですぐに訪問を行って状況の把握には努めております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

予想しておりましたけれども、緊急通報、あと配食は、私も経験しております。この2つは直接自宅に行く。これが孤独死などの早期発見、転倒などを早期に発見する、そういうところにやっぱり一番効果があるんじゃないかと思います。何か異常があった場合、緊急訪問が一番効果があって確認できるし、他の関係機関とも連携を取りながら活動もできる。一番それがいいと思っております。

(5)で新たな対策をお聞きしました。緊急通報システム、電話回線を使わないシステムの導入の検討、新たに独り暮らしの高齢者になられた方への訪問への取組となっております。先ほども申しましたけれども、何か異常があったときの緊急訪問、孤独死対策については今のところ一番効果があるのではないかと思います。電話回線を使用しないシステムの導入の検討は、問題等もありますけれども、対象者がボタンを押して緊急を知らせるだけでなく、ドアセンサー等もありますけれども、今、人体センサーなどの機能を持った緊急通報システムも出ているみたいでございますので、そういうシステムの検討はできないかお伺いいたします。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

今、御提案いただいたサービスを提供いただける事業所とも話をしております。幾つかの事業所等の取組を検討させていただきながら、より今後の安全の確保、異常の早期発見につながるサービスについて今検討しているところです。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

新しいシステムを期待します。特に転倒した場合、高齢者は、すぐに骨折いたします。骨折したらその場から動くことができないこともありますので、自動で知らせることができる

機能があれば安心できると思います。これも経験したことなんですけれども、自分の母も転倒して動けなくなって、そのまま要介護、入院してまいりましたが、要介護2ぐらいまでしたと思います。こういう自動で転倒防止、それと異常を知らせる機能があつたら非常によろしいと思いますし、現在の機種ですけれども、多分もう十数年たっていると思います。そのときは違う機材等も出ておりますので、十分検討をお願いしたいと思います。

2つ目の防犯カメラについてでございます。

今後につきましては、昨日の水田議員から出ております。ちょっと昔のことになりますけれども、令和6年5月末で61か所、123基の設置をしておりますけれども、この場所の選定です。これは町だけで行ったんですか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

場所の選定につきましては、地元、区、あと町、そこの辺りで協議いたしまして、令和3年度までに設置する計画で、必要な箇所にはカメラを設置したところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そうしたら、地元、区などの要望等も聞きながら設置したということですね。分かりました。

そうしたら、次に移りたいと思います。

(2)で防犯カメラの活用状況をお聞きしました。事件捜査のための警察での画像を大体年10件から20件行っていますが、現在、警察だけに画像提供を行っておりますけれども、防犯カメラの設置箇所、そういうところについて警察の御意見などは聞いたことがありますか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

設置に当たりまして、警察の意見を聞いて設置したところはありません。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

国道3号線の下、今の8区にわたるところの中の防犯カメラは、警察から、派出所からぜひつけてくれという当時の派出所長からの要望があつて、あそこは国道の下だから国につけさせてくれと言ったら、国の管理だから駄目だと言われたんですけども、最後は、何かあつたら全部国の責任でいいですねと言ったら、じゃあつけてくださいという、そういう話になつたことが、覚えているのはそれが一番覚えていますけれども。ほかにも、警察の方も日頃親しくなると、いろいろアドバイスをいただくようになっていますので、藤田課長は、まだ替わられたばかりなので、その辺がまだ御存じないだけだと思いますので、結構警察ともちゃんとやっておりますので御安心いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

町長から御答弁いただきましたけれども、月に何回か警察等とも協議をやっているということも聞いておりますし、やはり警察の方のほうが危険箇所、こちら辺で防犯上必要じゃないかという箇所も多分把握しているだろうと思いますので、警察の意見等も聞きながら、今後、開発等による地域の状況の変化、防犯上の設置の必要がある、そこら辺を聞いてもらつて、要望を受けるだけではなく、こちらからつけていく感じでお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

(3)で、年に1回の点検をして部品交換を行っているということでございます。防犯カメラで稼働していない部分はないということで、要綱、告知等を見ますと、平成27年から今年で9年目になるかと思ひますけれども。これから故障も増えてくるかと思ひますけれども、今では町民の安全・安心の生活を守るために欠かせないツールとなっております。ぜひ故障等が起こらない、長期に故障したままにならないように管理をしていってもらいたいと思ひます。

非常にはようございますね。もう少しかかるかと思つたんですけども。

次に、(4)で新たな防犯カメラの設置予定はあるかということ聞いております。回答でも区からの要望、それと危険な箇所が、必要であれば設置していく。そこは、これからも防犯カメラは必要なものだと思いますので、そこら辺は注意しながらいきたいと思ひますので、防犯カメラの設置、また、管理等で十分行ってもらいたいと思ひます。

今回の防犯カメラの質問ですけれども、住民の方から防犯カメラを設置はできないかという事でお問合せがありました。要綱等を調べてみましたけれども、管理運営については書かれておりましたけれども、それ以外の設置の申請等は書かれていなかったために確認の意味を込めて、それと、これからどういう形で設置をしていくか、そこら辺を含めて質問したところでございます。

これで私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（重松一徳君）

以上で中牟田文明議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩します。

～午後3時10分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大久保由美子議員の一般質問を行います。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）（登壇）

皆様、こんにちは。

昨日から議長を除く議員全員が一般質問をしておりますが、いよいよ最後というよりやっと順番が回ってきました、8番議員の大久保由美子でございます。

傍聴の皆様には、休日、議会にお越しいただき誠にありがとうございます。

今回の質問は、子育て支援ではございますけれども、どうぞ最後までよろしくお付き合いのほどお願いいたします。

今年も梅雨の季節がやってきましたが、昨年7月10日は、線状降水帯が北部九州に発生して、近隣では唐津市の浜玉町、また久留米市田主丸町では、記録的な大雨により土石流による人的被害が発生しております。本町も亀の甲ため池をはじめ町道や農地、林道等に被害が出ました。毎年のように各地で災害が発生しておりますが、今年こそは大雨による災害のない年となるよう祈るばかりです。

それでは、通告による1回目の質問に入ります。

今回、質問事項は1つです。子ども・子育て世代への細やかな支援について質問します。

質問の要旨として、令和6年度基山町施政運営方針は、4つの柱を立て、第2の柱は、

「子ども、子育て世代並びにプラチナ世代に明るい笑顔が溢れる取組」とあります。少子化による人口減少対策が喫緊の課題ですが、子供や子育て世代が直面する問題は無数にあります。本年4月に保健センターにこども家庭センターが設置され、支援が期待されますが、また、基山町こども計画策定事業や、基山町教育大綱第3期並びに令和6年度教育プランには、ヤングケアラー等の子育て環境整備について掲載されたことから、子供・子育て世代への一層の取組や細やかな支援について質問します。

具体的な質問としては、子供・子育て世代への支援は幅広く多岐にわたりますが、今回は、今年度の新たな事業から以下の4つに絞り質問します。

(1)こども家庭センターについて。

ア、設置による見直しや新たな支援についてお示してください。

イ、妊産婦、子育て世帯、子供への支援をどう成果につなげるのかお示してください。

(2)基山町こども計画策定について。

ア、基山町こども計画策定の背景をお示してください。

イ、子供施策にどう生かすのかお示してください。

(3)ヤングケアラー支援の取組について。

ア、町のヤングケアラーに対する所感と実態把握をお示してください。

イ、町立小中学校でヤングケアラー支援の進展と対策をお示してください。

(4)基山総合公園の大型複合遊具改修について。

ア、大型複合遊具の改修事業で幼児と児童にすみ分けるコンセプトをお示してください。

イ、インクルーシブ公園設置についての所感をお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

私としては、いよいよ最後という気持ちを持っております。結構2日間疲れました。また明日も朝から議案審議でございますので、またよろしく願いいたします。

大久保由美子議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、子供・子育て世代への細やかな支援について。

(1)こども家庭センターについて。

ア、設置による見直しや新たな支援について示せということでございますが、去る令和6年4月にこども課を保健センター1階に移動しました。こども課の後には、プラチナ室が入っているという形になります。母子保健機能と児童福祉機能を併せ持ったこども家庭センターを設置したところでございます。こども家庭センターでは、児童等に対する家庭及び養育環境の支援の強化を目指し、来庁される妊産婦や乳幼児に対して見守りの目が行き届くように配慮しながら子育て支援の幅を広げています。

また、4月からこども家庭センターにおいて要保護児童対策事業を担当しており、母子保健と児童福祉の両担当が協力して相談等に当たり、手厚い対応に努めています。病後児保育事業についても、こども課、保育園の保育士と健康増進課の保健師が連携して業務に当たり、病後児の預かり保育を行っております。こどもメインの担当課が健康増進課からこども課に変わっているところでございます。

4月に公式アカウントを開設した基山子育て支援LINEは、登録された保護者等へ様々な子育て支援の情報提供や、逆に、町民の方から役場に問合せ、いわゆる双方向での個別相談対応ができますので、今後、さらにそれを周知して充実させてまいりたいと考えております。

イ、妊産婦、子育て世帯、子供への支援をどう成果につなげていくかを示せということでございますが、こども家庭センターは、その設置の目的である子育てに困難を抱える世帯の児童等に対する支援の強化と要保護児童等への包括的な、かつ計画的な支援の実施を目指しております。

具体的には、妊娠の届出や乳幼児健康診査、そして保育所の入所申込みなどの各機会における虐待等の未然防止や早期発見に努め、子供の成長過程のどの段階においてでも切れ目のない支援を実施します。

また、要保護児童等への支援については、母子保健と児童福祉の両面から一人一人に寄り添ってこれまで以上に対応を強化してまいります。

(2)基山町こども計画の策定について。

ア、基山町こども計画策定の背景を示せということでございますが、令和5年4月施行のこども基本法において、市町村は、国のこども大綱と都道府県のこども計画を勘案し、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。

本町では、現在、第2期基山町子ども・子育て支援事業計画の計画期間がちょうど今年度

末までとなっていることから、この事業計画に続くものとして、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする基山町こども計画を策定することとしております。努力義務ではございますが、当町では、それを策定するというようにしております。

イ、子供施策にどう生かしていくのかを示せということではありますが、令和5年度に実施した子供の生活実態調査によって、本町の子育て世代の現状について家族形態や世帯収入の状況、そして子育ての悩みや必要な施策について意見を収集しました。把握した子育て世代の実態を踏まえて、本年度中に基山町こども計画を策定することとしております。こども計画の策定においては、子供本人や子育て当事者等の意見をさらに聞き、子ども・子育て会議で有識者との議論を行い、本町の実情に沿った子育て支援の方向性や目標等を設定したいと考えております。

あわせて、令和7年度の計画の始期に向けて具体的な施策や事業を検討してまいります。今年度中までにつくってしまうと令和7年度施策に間に合わない部分もあると思いますので、令和7年度施策に間に合う部分と、それから、令和7年度には間に合わなくて、さらに次の令和8年度になるかもしれませんが、その2年度にわたって新しい施策を考えていくということに具体的にはなっていくのかと思っております。

(3)ヤングケアラー支援の取組について。

ア、町のヤングケアラーに対する所感と実態把握を示せということですが、ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことをいいます。ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化していることで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子供本人や家族にはその自覚がない場合が多く、表面化しにくいところになっております。本年度中に策定するこども計画の中で子供本人へのアンケート調査を実施しますので、家事や家族の世話などを日常的に行っているか、どの程度負担を感じているかについても質問項目を加え、実態の把握に努めたいと考えております。

次のイにつきましては、町立の小学校でヤングケアラーの支援と進展の対策でございますので、柴田教育長から答えさせていただきます。

(4)基山総合公園の大型複合遊具改修について。

ア、大型複合遊具の改修事業で幼児と児童にすみ分けるコンセプトを示せということですが、大型複合遊具の改修について幼児と児童をすみ分けすることで、より安全に遊

ぶことが可能となり、幼児と児童が一緒に利用できる公園、大人が見守りやすい公園をコンセプトとして考えているところでございます。

イ、インクルーシブ公園設置についての所感を示せということですが、本町では、今までもユニバーサルデザインに基づいて公園整備を行ってきたところでございます。また、都市計画マスタープランにおいても、年齢や性別、障害の有無、そして度合いにかかわらず、誰しもの使えるユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公園の新規整備や更新を行うこととしているところでございます。

加えて、今回、車椅子の人が利用できる滑り台等、インクルーシブな遊具についても導入を検討していきたいと考えているところでございます。

私からの1答目は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは、私から大久保由美子議員の御質問の1、子供・子育て世代への細やかな支援について、(3)ヤングケアラー支援の取組についてのイについてお答えをいたします。

町立小学校でヤングケアラー支援の進展と対策を示せということについてですが、今年度の教育プラン及び概要版に「いじめ、虐待、ヤングケアラーの早期発見、実態把握等に努めるための教育相談体制の充実」というのを新たなキーワードとして入れております。ヤングケアラーという言葉もまだ十分に浸透していない面もあることから、用語解説編にも掲載をしたところでございます。

また、要保護児童対策地域協議会などで関係機関や関係課とも連携を取りながら、対象児童・生徒がいないかどうか情報共有を行っております。

今後の対策としては、ヤングケアラーの特性やサインを理解するための教職員への研修を実施したり、生活アンケートや教育相談などで児童・生徒が相談しやすい環境をつくったりすることが大切だと考えております。基山町小中一貫教育の教育相談部会でも、このヤングケアラーをテーマに研修を行うなどして学校でヤングケアラーを早期に発見し、適切なサポートを提供できる体制や環境を整えたいと考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

通告による1回目の答弁をいただきましたので、これより一問一答にて質問をいたします。

(1)こども家庭センターについて質問します。

本町を含め、これまでも各市・町の自治体では、子育て世代包括支援センターの設置や市町村子ども家庭総合支援拠点整備を通して母子保健と児童福祉による妊娠初期から子育て世帯への支援に努めてこられました。さらに国は、こども家庭センターの設置で包括的に一体的な運営を行うために努力義務としましたが、設置に至る背景を、簡単で結構でございますので答弁をお願いします。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

こども家庭センター設置の背景でございますけれども、今、議員おっしゃっていただきましたように、児童福祉法などの改正によってこれまでも子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点などの整備に努めなければならないということになっておりました。といいますのも、その背景は、我が国においては、核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきているということがございました。そういう中でこれまでも数々の対策が講じられておりましたけれども、保護者が孤立した状態に置かれているということですか、各種事業が支援を必要としている要支援児童等に十分に行き渡っていないという課題があったものとなっております。その上で母子保健の機能と、あと児童福祉の機能を一体的に措置をすることによって、全ての妊産婦、子育て世帯、それから子供に対して支援が強化できるということでこども家庭センターの設置が義務づけられているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

こども家庭センターの要件にセンター長を1名配置するとありますが、確認ですけれども、センター長は、山本こども課長でよろしいのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

こども家庭センターに1名のセンター長を置かなければならないということになっております。基山町では、機構改革の中でこども課の中にこども家庭センター室ということで、私が室長になっておりますので、いわゆるこども家庭センター長は、私が務めているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

保健センターに平成30年10月に子育て世代包括支援センターが設置されて約5年経過したところで、今年4月1日に従来の健康増進課に加えこども課が庁舎から移り、こども家庭センターが設置されました。2つの課が連携・協働の下、一体的支援を実施し、妊産婦から子育て世帯、子供へのワンストップによる相談窓口や切れ目のない支援など様々な役割と業務が示されスタートしました。職員と共に役割と業務の遂行や情報共有等を図り取り組むことがまずは第一と考えますが、設立の意義を考えると、こども家庭センターのセンター室長としての役割をどのように受け止め指揮をされるのかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

センター長の職務といたしましては、母子保健機能と児童福祉機能について、双方の業務について組織全体のマネジメントを行う責任者ということになっております。今、センター長としての心構えといいますか考えを聞かれたらと思っておりますけれども、実務に当たる職員がいかに円滑な対応ができるかというところを念頭に置いておりまして、内容といたしましてもデリケートな相談が数多く寄せられておりますので、いつも私自身が担当職員からの相談を受けられるよう、日頃険しい顔とか不機嫌な態度とかをしないように心がけております。また、落ち着いて冷静な判断ができるようにというところでも心がけております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

頑張っていたきたいと思います。今回質問するに当たり、こども家庭センターについて概要を調べましたが、地域の全ての妊産婦、子育て世帯をはじめ支援を必要とする妊産婦、子育て世帯の支援を行うことが分かりました。子育て支援は待ったなしで、中でも特定妊婦や児童虐待等の問題については、早急な支援が必要です。

そこで、こども家庭センター内だけにとどまらず、今後も地域の多様な関係機関や公的機関と連携や協働による支援体制の構築が必要となりますが、その辺りは、既に体制はできているのかと思いますが、センター長としては、今後についての働きかけや連携のお考えをお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

支援体制については、これまでも母子保健や児童福祉、それから教育委員会ですとか、あと、子供たちが通っている現場である学校や保育所、それから児童発達支援施設、それに加えて児童相談所や警察など、それから、そのほかにもいろいろスクールカウンセラー、先生などとも連携はできているところでもございますけれども、こども家庭センターということで設置されたことに伴いまして、さらに強化をしていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

子育てには、町民の意識や理解も必要ですし、町民が一体となって支えていくためにも情報の共有や提供も必要です。そこで、こども家庭センターができましたので、広報や本町のホームページ等で、仮説ですけれどもこども家庭センターだより、そういうことを発信するお考えはないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

現状で申し上げますと、毎月、きやまっ子だよりというお便りとか、あとは離乳食教室の実施、それから乳幼児の健康カレンダーや予防接種のカレンダーなど、年間の子供の子育て支援についての情報発信はしているところがございますけれども、見ておきますと、ホーム

ページもまだまだ見やすく改善できる部分もあると思っておりますし、今度4月から始めました子育て支援LINEも、今、少しずつ登録者を増やしているところでございますので、そういうところで情報発信を図っていきたいと思います。こども家庭センターだよりと今御提案をいただきましたけれども、少し考えますと、こども家庭センターの扱う事例というのがなかなかデリケートなものもございますし、そこは、どういう形がいいのかというところを検討させていただきたいと思えます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

双方のLINE、私たちみたいな高齢者はまず入れないなど。ちょっとやってみたんですが無理でした。どういう情報が入っているのかというのは気になるところです。分かりました。

それでは、これまでも行われた支援プラン、これをサポートプランという形で策定する業務と併せて、ちょっと難しいんですけれども家庭支援事業、これには子供世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設し、子育て短期支援事業等の拡充を図ると。本当にこのセンターを立ち上げるには、いろんな業務が増えるというか、もともとあったのかもしれませんが、ちょっと調べると、そういうことが盛りだくさんだということが分かりましたけれども。そこで、計画的な整備を必要ということが書いてありましたけれども、そこら辺の考えはありますか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今、議員から御紹介いただいた家庭支援事業というものでございますけれども、今、議員がおっしゃっていただいた3つ、4つの事業に子育て短期支援事業とか養育支援訪問事業という合わせて6つの事業のことを総称して家庭支援事業と呼びますが、その中で、基山町で現在もう既に行っているものとしたしましては、子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ、トワイライトステイという一時預かりの事業と、あとは一時預かり事業ということで、各保育施設などで行っている事業がございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

そういう今おっしゃった子育て短期支援事業の拡充ということが入っておりますけれども、そのサービスの質と量の拡充に今おっしゃいましたようなことが挙げられますが、短期入所生活援助、これは、もともとはこども課の支援事業だったと思いますけれども、近年の利用状況というのが分かりますか。

また、この利用を、支援ができるような情報提供とかは確実にできているのか。大事なところだとは思いますが、これは、今始まったことじゃなくて何年前前から始まっていますけれども。なかなかその利用がないことは、いいことだとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

短期入所生活援助事業、いわゆるショートステイ事業ですけれども、この事業は、保護者が病気ですとか、あと疲れた、疲労などの身体上もしくは精神上的の理由によって家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、そういうときに緊急一時入所をして、親子といますか、子供を保護する事業でございます。この事業につきましては、基山町は、ショートステイとトワイライトステイ、ショートステイは日をまたがって何日間か預かる事業ですし、トワイライトステイは休日・夜間に預かるという事業ですけれども、どちらの事業も行っておりますが、近年の状況といたしましては、令和5年度、昨年度1年間で、内容の詳しいところは申し上げられませんが、全体的な利用数といたしまして、1人の子供が1日利用したことを1件と数えさせていただきますと、年間合わせて70件近くの利用がっております。その周知についてですが、今のところは、そういう緊急一時保護のような形でございますので、あまり大々的に広報しておりませんが、子育ての支援ガイドブックなどには載せて、そのような自分で家庭で見られないという方の相談に対応しているところです。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

そういう事業も大変な大事なところだとは思っておりますので、いろんな守秘義務、そういうのもあるので分かりました。

次に、最後です。こども家庭センターの役割は、今後、母子保健機能と児童福祉機能を通して、細やかな支援によりこれからの10年、20年後の基山町を支える子供たちの健全な育成のために重要な拠点だと思っております。それで、村上健康増進課長が担当する母子保健業務の立場から、連携と協働を通してセンター長と共に一体的支援のこども家庭センター設置目的をいかに遂行していかれるのかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

まず、現在、母子保健係では、お子様やお母さんの体や心の健康や、赤ちゃんや子供との関わり方、上手な声かけの方法などについて保健師や栄養士、助産師などからアドバイスしています。また、同じ育児をされる仲間づくり、情報交換の場も設けています。日頃から健診とかに見える方が、問合せがある保育園の相談とか児童手当などの申請に関する手続をスムーズに案内できています。保健センターでは、御家族やお子様笑顔でいられるようにできる限りお手伝いをしたいと思っておりますので、子育ての悩みとか心配事があれば、気軽に相談をしてほしいと思っています。

そのような中、私が考えるものになりますけれども、虐待などを未然に防ぐこともそうですし、あとは、育児や生活が困難な状況にある御家庭があれば、その御家庭に対応が必要になると思います。子供が大人へと成長する大事な時期だということを考えますと、家庭が機能不全になっている中で育った子供は、人間関係をうまく結べない場合があるとされていたり、自傷行為は、あまりにもつらい感情やストレスなどを自分を傷つけることで和らげるとも言われていまして、ほかにもいろいろな複雑な事例があると思いますけれども、そういう困難な事例が出てきた場合は、背景に何があるのかとか、関わって必要な支援制度につながり情報を提供したりして、当事者と一緒に課題を解決していくことが必要になってくると思います。そういう実践を連携して対応していきながら、今後の業務体制に満足することなく、新たなネットワークをつくったり、既存のネットワークを強化させたり、必要な社会資源を生み出したり、施策に反映させたりして進化させて、基山の子供たちが少しでもよりよく生きていくための妊娠から子育てと継続した支援をしていけたらと考えています。子供

たちが心豊かな大人になって、また優しい子供が増えてと、そういう基山になるように、縦割りではなく枠を超えて協力して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

では、次、(2)基山町子ども計画策定について質問します。

令和5年4月に、子ども家庭庁の創設とともに子ども基本法が施行されました。子ども基本法の第9条には子ども大綱について、第10条に市町村子ども計画を定めるよう努めることとあります。計画には、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画等を一体の計画として作成することができるとあります。これまでの第2期基山町子ども・子育て支援事業計画からすると、より充実し、具体的な様々な計画が盛り込まれることが予想されますが、また、先日、109ページから成る子どもの生活実態調査報告を町のホームページにもアップされましたが、この報告を参考にして子ども計画の策定が行われるのですが、本町のもともとの基本的な方針をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（重松一徳君）

山本子ども課長。

○子ども課長（山本賢子君）

令和5年度に子どもの生活実態調査をさせていただきました。その生活実態調査の中で子供の貧困についてといたしますか、家庭所得の状況などについて把握をさせていただいたところでございます。また、必要な支援や子ども・子育てについての悩みですとか、そういうところもアンケート調査をさせていただきました。

現在の第2期基山町子ども・子育て支援事業計画におきましても、先ほど議員から御紹介がありました次世代育成支援行動計画の計画ですとか、そういう計画を包含した計画であるということで位置づけておりますので、現在の事業計画に続く次の子ども計画につきましても、一体的な計画として盛り込もうと考えております。基本的な姿勢といたしましては、この現在の事業計画の基本理念が「みんなで、支えて、育てあう、やさしさあふれるまち きやま」というスローガンで行っております。この次の子ども計画を作成するに当たってまた

スローガン等は考えていきたいとは思いますが、この現在のスローガンは、第1期計画の理念を踏襲して決めたものでもございますので、そこは、次の計画にも考えて盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

いろんな方策が大事だとは思いますが、御無理ないような、そして、計画を施行できるような計画になったらと思います。

少し長くなりますが、同じく第11条には、「こども施策を策定し、実施し、評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とあります。答弁では、こども計画策定において、さらに子供本人の意見を聞き、本町の実情に沿った施策の方向性や目標等を設置したいと説明を受け、私としては、理解とともに安心しました。

神奈川県の大和市議会では、小学5年生の荒谷愛架さんが請願を提出して、こども基本法に基づく市の計画策定には、その話合いの場に子供を入れて、子供の意見を聞き、大人は最善を尽くし、また、その結果については、フィードバックするという意見陳述を行い、市議会は、全会一致で採択したと報道されておりました。まさにこども計画策定をはじめ、子供の意見を聞いて施策に反映を求めた請願で、私も大変驚きましたし、勇気あるすばらしい行動だと感心させられました。

そこで町長にお尋ねします。

神奈川県川崎市では、20年前から子ども会議を開催し、子供と大人の会話の場を設けて、子供の身近な意見や要望を聞き、課題解決につないでいるそうです。中にはネットによる参加や、参加しやすい仕組みをつくり会議を続けていると聞きました。町長は、町長懇談会をされているように、子供や若者と長期休業中や放課後児童クラブなどの児童たちに直接子供の意見を聞く機会を設けて子供支援や施策に反映してはいかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、その直接触れ合うことに関しては何の異議もないんですが、どういう立てつけに

するかによって、それが効果的なものになるか、そうならないかということになると思いますので、そこら辺りは、今どういう感じがいいのかというのは、なかなかぱっと浮かばないんですけれども。だから、そこら辺りは今後少し検討させていただいて、そういうチャンスがあればぜひやりたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

同じ質問を教育長にもお尋ねします。

日頃から町長や教育長が子供を交えて直接意見交換する場はないように思います。そこで、対話の場を設けてはいかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

川崎市の取組については勉強させていただきましたけれども、川崎市の人口規模が150万人以上ということで、佐賀県の約2倍の人口のところで子ども会議を行っておられるところで、参加している子供の数としては、多分20人ぐらいだと思うんです。その子たちが月に2回、定期的に会議を行って、市長や教育長と対話をして提案していくという内容でした。そういった取組もいいかとは思いますが、やはり数千人、もしかしたら1万人ぐらいいるのかもしれませんが、その中の20人程度とそうやってみっちり話すことも大事かもしれませんが、基山町規模ですと、子供の数は1,200人とか1,400人もいませんけれども。その辺ですので、ある意味、もうちょっと子供の声を聞くには、そういった直接の対話も大切にしなくちゃいけませんけれども、アンケート調査等、この前行った調査等でも子供たちの声等は拾えますので、保護者の声とか子供たちの声を聞くには、生の書いてもらったものであるとか、そういったものを拾い上げることのほうが、より意味があることじゃないかと思っていますので。直接子供たちと生徒会の代表と話し合うとか、そういったことも考えていきたいとは思いますが、より子供たちの声を拾える仕組みについては、検討したいと思っています。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

分かりました。これは、川崎市が20年間続けているという、そこには、継続するだけの成果もあったんだろうとは思いますが。確かに人口規模も違いますけれども、ただ、基山町においては、町長とか教育長は、いろんな会う機会があったとしても、その何というか、そういう軟らかい場での会話ができれば、もっと子供の施策に反映できるのではないかと思います。

また、担当課も、今回のこども計画を策定するための調査もありましたけれども、若い世代、子供とかとの意見聴取、それは、今回だけに限らずこれからも継続的に続けていただきたいと思います。

次に、(3)ヤングケアラー支援の取組について質問いたします。

2年前の令和4年の同じ6月議会でヤングケアラーについて質問しました。今回、2回目になりますが、これまで質問の成果がなかったと私なりに感じ、再度質問しております。

(1)で質問しましたこども家庭センター設置のガイドラインに、ヤングケアラーの支援強化のため関係機関との連携やヤングケアラー対策等もしっかりと示されております。今後は、こども家庭センターが担当になるということによろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

これまでヤングケアラーの支援につきましては、その位置づけがはっきりとなされていなかった状況でございまして、これまでも要保護児童対策の協議会の中で、そのような対象の児童がいないかというところで調査というか手当てをしてきたところでございますけれども、今回は、こども大綱やこども基本法の中にもヤングケアラーへの支援ということで明確にうたわれておりますので、これからは、こども家庭センターが児童の貧困や虐待、それからヤングケアラーのことまで含めて担当になると考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

それから、ヤングケアラーの実態の調査をというところで、今度、こども計画策定の中で子供にアンケート調査を行う際に、ヤングケアラーの実態の把握に努めるということをお答えされましたけれども。本町での子供の人数は1,000人ほどですが、私としては、ヤングケア

ラーの現状を把握することは大事なことだと思いますので、正規の実態調査をお願いしたい
と思います。

参考までに、御存じとは思いますが、厚生労働省は、令和4年度よりヤングケアラ
ー支援体制強化事業を創設し、実態調査や支援研修等に取り組む自治体に国が財政支援を行
っており、令和5年からは、こども家庭庁に引き継がれて、今回、国の負担割合が2分の1
から3分の2へと増額され、自治体の負担割合は3分の1へと減額されておりました。それ
も踏まえて、ぜひやはりヤングケアラーの実態調査を個別にさせていただきたいという提案で
すけれども、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

ヤングケアラーにつきましては、ほかの自治体で実態調査がされたときに、かなり多くの
児童・生徒が日常的な家事や家族の世話をしていると答えたという事案を聞いています。と
いいますのも、ヤングケアラーの定義といいますか、家族のお手伝いをするということと、
ヤングケアラーで日常的にケアが必要で子供本人の権利に支障が出るほどのところの、
その判断といいますか、区分がなかなか子供にも分かりにくいのかとも思いますので、ヤ
ングケアラーの実態に即したそのものの実態調査ということの御提案でございますけれども、
まずは、一番直近になるこのこども計画の策定に当たっての子供の意見というところで聞い
てみたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

分かりました。佐賀市は、この頃、20ページにも及ぶヤングケアラー支援マニュアルを作
成され、ホームページにも出ておりますし、佐賀県は、残念ながら実態調査はされておりま
せんけれども、佐賀県ヤングケアラー専用相談ダイヤルを開設してあります。本町ももしで
きるのであれば、この佐賀県の専用ダイヤルとか基山町の相談窓口、そういうものを提示す
るというか掲載する、そういうことはできますか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

現在、ヤングケアラーにつきましては、基山町のホームページの中で相談窓口などを載せていないと思いますので、そのことについては、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今の相談ダイヤルの件についてですけれども、5月の校長会等でこのヤングケアラーについて扱ったところ、基山小学校の学校だよりも早速ヤングケアラーとはということで、まず保護者への周知というところで載せてもらっています。また、いろいろ相談がある場合とはということで、県の相談ダイヤルについても掲載しておりますので、若基小学校、基山中学校についても早期に掲載してもらうように周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

では、ここから教育長にお尋ねいたします。

あまり私は時間はありませんけれども、まず、第一にヤングケアラーの早期発見につながるのには学校だと思えます。鳥栖市のNPO法人は、昨年、小中学校の教職員や保育所職員、約1,300人にヤングケアラーの意識調査を行っております。その中でヤングケアラーの言葉を知らないとか、具体的には分からないとかいう回答が45%を占めていたということが報告されておりました。答弁にもございましたけれども、ぜひこども課というかこども家庭センターと連携して、教職員をはじめ保育士や職員等にヤングケアラーの意識調査ができないかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

鳥栖市が行ったNPOの芹田さんが中心になって行っておられる分で九州龍谷短期大学の先生が調査された分については一通り目を通しました。この結果については、非常に教職員についてもまだヤングケアラーについての知識が十分でない。特に保育園、保育所については、十分に理解していない人もいるということで、まずは、そういった子供たちの教育に携

わっている人たちにヤングケアラーの周知が必要だというところを一つ感じたところです。

また、DVとかネグレクトもそうですけれども、家庭内で起こっていることなので非常に分かりづらいというところもありますので、どうやってより実態をつかんでいくかというところについても研修が必要なんじゃないかとは思っております。

今、大久保議員が言われたように、実態調査についてというところも、こども家庭センターが行う今回のアンケートで十分なのか、あるいは、先ほど大久保議員が言われた特化したアンケートが必要なかというところについては、十分に庁舎内で協議したいと思っております。

先ほど学校だよりに載せてもらったというところを言いましたけれども、それだけでは不十分なところもありますので、国が示している、ヤングケアラーというのはこういうことですというイラスト入りのチラシ等もつくと、子供たちもそうですし、家庭内でもこういうのがヤングケアラーなのかというのがより分かるかと思っておりますので、その辺の周知の仕方についてもちょっと勉強したいと思っております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

今回、教育プランにもヤングケアラーという文言がきちんと掲載されておりますので、ヤングケアラーについての取組を実態調査というか、そういうことも含めて実績をつくっていただきたいと思っております。

次に、(4)の基山総合公園の大型複合遊具改修についてお尋ねします。

質問したきっかけは、令和6年、令和7年の2年間を通して改修の計画が当初予算に上がってございました。それで、インクルーシブ公園の設置をというところもイで質問しておりますけれども、近年は、インクルーシブ公園またはインクルーシブ遊具を併設した公園が東京都内からスタートして全国に普及が進んでいます。福岡市は、2025年度までに市内7つの区全てに1か所ずつインクルーシブな遊びの場を整備すると発表されています。佐賀県内においても、神崎市や伊万里市、特に今年4月に上峰町の中央公園内に車椅子利用者も遊べる遊具など3種類が設置されました。改めて担当課にインクルーシブ公園とはどのようなものか、また、どういうものと認識されているのかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

インクルーシブ公園とは、インクルーシブというのが包み込む、包括的などという意味で、障害のある人もない人も分けずに包み込み、取り込もうという概念でございます。年齢や性別、文化、個性を尊重し、誰もがお互いを認め合うことという意味合いでございます。そういった概念の下のインクルーシブ公園ですので、こういった中でインクルーシブ公園としてインクルーシブ遊具、先ほど大久保議員が言われましたように、上峰町の上峰中央公園や日の隈公園にあります車椅子でも利用できる遊具、あるいは、日光アレルギーとかそういったものを遮るための日よけがついた遊具、あるいは、自閉スペクトラム症の人とかが急に一人になりたくなったときに対応できる遊具、そういった様々な人が使える遊具がこのインクルーシブ遊具という形で、今、少し増えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

続けて、このインクルーシブ遊具が増えている背景についてお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

インクルーシブ遊具の背景、これは、先ほど大久保議員が言われましたように、東京で、こちらは、すみません、名前を忘れましたが、まず、東京の1つの市でインクルーシブ公園が設置されています。これも世界的にアメリカとかヨーロッパ等でインクルーシブという概念に基づいてインクルーシブプレイグラウンドなどと、そういったあらゆる子供が認め合い、利用できる公園整備が進められてきたということで、まず、東京の市によって、たしか東京オリンピック前にそういった整備をされてあったかと思えます。そういった背景がありまして、こういったインクルーシブ公園がありますということで全国的に広まってきまして、近年、少しずつそういった公園が増えてきている状況です。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

最後に町長にお尋ねいたします。町長、大丈夫ですか。今後のこれからの公園設置については、誰もがひとしくある権利を保障する、その観点からインクルーシブ公園の設置の方向性を考えていただきたいということが1点です。

それと関連して、今、総合公園に大きな遊具がございますし、今度、改修もされますけれども、今、子供たちも増えておりますので、総合公園だけではなく中央公園内や園部地区とか、また国道3号線の東、そういうところにもぜひインクルーシブ遊具を備えた夢のある楽しい公園ができないか、方向性として最後にそれをお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

すみません。もう終わったかと思って油断していました。失礼しました。

まずは、今まで、だからバリアフリーから始まってユニバーサルデザインとあって、今回、インクルーシブということで、教育から入ってきたと思いますけれども、今はやりの言葉になっておりますので、これは、世の中の流れだと思いますので、まずはここできちんと位置づけたいと思います。ほかのところについての話は、実は、ちゃんとした遊具がある公園が基山町にはそんなにないんです。中央公園とかぐらいなので。それと、ふだん遊んでいる遊具も必要になってくると思います。それから、あと、こっちにつくっている幼児用の公園が多目的のこっち側にあるんですね。だから、あそこなんかをもう少し整備して、あそこの遊具をまた増やしたりするのも一つの方法かとは思いますが。ただ、あっちこっち全部にそれをするというのはなかなか難しいので、幾つかを考えていくというのが現実的なことじゃないかと思えます。そのためにも今度のこの多目的の向こう側を中心に考えていますけれども、そこのところをちゃんとやるということが大事かと思えます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

特に図書館の中央公園にもあるのはあります。それとこっちの総合公園。ですけれども、3号線の東側にはない。ないというか、そういうちょっと、きちんとした、ね。ぜひこれからの計画の中では、3号線の東にもインクルーシブの遊具を踏まえた公園を提案して私の一般質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で大久保由美子議員の一般質問を終わります。

本日は、以上をもちまして散会とします。

～午後4時39分 散会～